HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学校が「大和屋」と呼ばれた頃 : 琉球処分直後の沖縄における学校
Author(s)	近藤, 健一郎
Citation	北海道大學教育學部紀要, 61, 105-142
Issue Date	1993-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29407
Type	departmental bulletin paper
File Information	61_P105-142.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学校が「大和屋」と呼ばれた頃

――琉球処分直後の沖縄における学校――

近　藤　健一郎

A Study On the Schools in Okinawa immediately after The Close of the Ryukyu Court

Kenichirou KONDOU

目　　次

はじめに …… 106
1．琉球処分前後の沖縄教育政策 …… 109
(1) 「教育ト勧業トノ二ツヲ注意スヘシ」 …… 109
(2) 「漸次旧規ヲ改良シ教育ヲ普及ナラシメ度」 …… 112
1．注 …… 114
2．沖縄における学校設置 …… 116
(1) 会話伝習所 …… 116
(2) 首里中学校 …… 118
(3) 小学校 …… 118
2．注 …… 121
3．沖縄人の就学状況と就学督励の実施 …… 123
(1) 沖縄人の就学状況 …… 123
(2) 沖縄人への就学督励 …… 126
(3) 中頭小学校開校時の就学者 …… 129
3．注 …… 132
4．「大和屋」としての学校 …… 133
(1) 「会話」科と『沖縄対話』 …… 133
(2) 風俗の大和化 …… 136
① 「学校名」 …… 136
② 断髪と服装の変化 …… 136
4．注 …… 139
おわりに …… 140

史料の引用にあたり，旧字体を新字体に，変体仮名及び合字は平仮名あるいは片仮名に改め，また句読点の無い場合は適宜句読点を施した。

はじめに

日本政府は1879年3月，沖縄人の抵抗にもかかわらず琉球藩と清国との外交を断絶し，沖縄県を設置した。いわゆる琉球処分である。本論文は琉球処分直後の沖縄における学校の設置に注目し，①琉球処分直後の沖縄教育政策と沖縄統治との関連，②沖縄県庁が新たに設置した学校が沖縄社会に占めた位置の二つの課題を解明することを目的としている。

先行研究を整理しつつ，これらの課題をやや敷衍しておく。

安里彦紀は，琉球処分直後は「『無為無策時代』であったにもかかわらず，政府，その出先機関である県当局は，県民の教育，教化については，ことさらに意を払ったようである」(1)と述べている。確かにしばしば先行研究が引用してきたように，沖縄統治担当者は教育政策を重視する発言を行なっている。琉球処分直前の1875年11月から1876年5月にかけて内務省出張所々長心得として沖縄統治の責任者であった河原田盛美の「教育ノ道開クレハ，其他百般ノ事業ハ自然ニ理義弁別シ人心調和シ朝旨貫徹シテ，時勢ノ沿革万国ノ形勢ヲモ知リ，自ラ開化ニ至ルヘシ」(2)，初代沖縄県令鍋島直彬（1879年4月～1881年5月在職）の「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムルハ当県施政上ノ最モ急務ニシテ，其法固ヨリ教育ニ外ナラス」(3)，第二代沖縄県令上杉茂憲（1881年5月～1883年4月在職）の「於是県治上尤モ緊急トスル所ノ教育勧業其他諸般ノ事業ヲ施サン」(4)との如くである。阿波根直誠，森田俊男，金城正篤，佐竹道盛，浅野誠，佐久川紀成，島袋勉などの先行研究者は，これらの発言を引用しながら沖縄統治担当者が教育政策を重視したことを明らかにしてきた(5)。政策担当者が教育を重視したことの意味を，「功利主義的な啓蒙的発想よりは，『言語風俗』の『同一』化が中心的方針であった」(6)との如く，沖縄の言語風俗を大和(7)のそれと同一化するためであるとの把握は，事態の一面を明らかにしている。

しかし先行研究は，「明治政府＝沖縄県庁にとって，同化教育の展開は，（中略）『言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムルハ当県施政上ノ急務』とあるように，沖縄教育の中心テーマであった」(8)との如く，これらの発言から教育重視と「同化」教育を当然のこととして議論を展開している。どのような沖縄の状況を反映して教育を重視したのか，なぜ「同化」教育を行なったのか，政策担当者が教育を重視したことは彼らの統治構想のなかでどのような意味を持つものなのかという点が未解明である。河原田盛美が「勧学勧業ハ両翼ニシテ両ナカラ急務タリ」(9)と述べたように，沖縄統治担当者は決して教育のみを重視したのではない。勧学と勧業をどのような関係として構想していたのかを解明することは，教育を重視した理由と教育の性格を明らかにするために重要である。

沖縄統治担当者が教育を重視したにもかかわらず，琉球処分直後の1880年には，沖縄県全体で小学校数はようやく14校に過ぎなかった(10)のであり，構想どおりに施策を実現できずにいた。「県当局が，唯り教育に限り断然革新の方針を採り，十三年から着々敢行するに至った」(11)とすることは，過大評価である。この点については，浅野誠，佐久川紀成，田港朝昭，辺土名朝有などがすでに明らかにしており(12)，教育政策が決して沖縄統治の方法である「旧慣存続」政策の例外でないことは，先行研究の共通認識となっている。

沖縄県庁は琉球処分直後に教育を行なう場として三種類の学校を設置した。第一が会話伝習所，のちの師範学校である。第二が中学校であり，第三が小学校である。

1880年2月に沖縄県庁が初めて設置した学校である会話伝習所は，「通訳養成」(13)あるいは「普通語」の話せる小学校教員の養成(14)を目的としていたといわれる。しかし筆者は，会話伝習所

は沖縄県庁が初めて設置した学校であること，また入学者や入学させた方法からも，この設置の意味は上述のような評価にとどまらないと考えている。この機関の位置づけの弱さは先行研究の弱点であり，沖縄統治における教育機関の役割を過小評価することにつながっている。

それぞれ一校だった師範学校と中学校の増設はさしあたり必要ではなく，沖縄県庁の課題は専ら小学校を沖縄各地に設置し就学者を集めることであった。この課題に対しては，上杉県令が沖縄各地を巡回し（1881年11～12月に沖縄島及び1882年８月に久米島・宮古島・石垣島），小学校設置を督励したことが重要な役割を果たした。事実，巡回前の1881年の19校が巡回後の1882年には51校に急増している(15)。この上杉県令の小学校設置督励について田港朝昭が，上杉県令は学校開設及び生徒就学の督励に重点を置き，1882年に小学校がほぼ全地方にいきわたったことにより彼の施策がかなり成功したと妥当な指摘をしている(16)。

小学校が各地に設置されても，沖縄人児童はなかなか就学しなかった。全国平均と比べて就学率が低いことについては，『文部省年報』などを史料として，太田朝敷や浅野誠などが明らかにしている(17)。また就学率が上昇していく過程において，就学者に対して文具給与や夫役免除あるいは役人資格の授与を行ない，また一方で強制的な就学督励を行なったことは，阿波根直誠や上沼八郎などが指摘している(18)。しかし浅野誠・佐久川紀成は，就学督励は地域社会のリーダーたる地方役人層の子弟を主な対象としていたことを指摘しつつも，それを「当時の一般農民における教育の必要性の欠如，歴史的社会的状況いわば，内からの教育の欲求の生じていない一般農民の状況を変更することなく，つまり旧慣温存でやっていこうとすることからくる必然的結果」(19)であり，上杉の「限界」だととらえており，この就学督励が持つ教育上，統治上の積極的意義を押さえていないという弱点を持っている。

先行研究は沖縄人がなかなか就学しなかった理由として，琉球王国時代の教育機関が官吏養成機関であったことに端を発する庶民は教育を受けないという慣習による教育要求の欠如(20)や沖縄人の貧困とそれに伴う若年労働の必要性(21)などを指摘してきた。これらの指摘は事実の一面を解明しているものの，全国的な就学率の低さの原因と沖縄のそれを並列化してしまっており，沖縄における就学率の圧倒的な「低さ」(22)やその後の就学率の上昇の遅さを解明できていない。全国各地で就学忌避があり，その要因が沖縄においても就学しない要因となっていることは事実である。けれども沖縄における就学率を全国平均のそれと比較するとき，沖縄の就学率の「低さ」は圧倒的である。このことを視野に入れれば，阿波根直誠が指摘しながらその後発展をみていない論点(23)，すなわち学校を「大和屋」と呼んだ事実に注目すべきだと筆者は考えている。この「大和屋」という呼称は，学校が地域社会において占めた位置を解明する重要な手がかりであるが，この論点は今まで注意を払われずにいる。

さて以上のことをふまえて，本論文において琉球処分直後とはいつごろまでを指すかという点についてまとめておきたい。筆者は，琉球処分直後の沖縄における学校教育の特徴的な事象として以下の諸点を考えている。第一に，沖縄人は従来の服装（琉装，結髪）を維持しており，学校生徒・児童の集団的な断髪は行なわれていないこと。第二に，鍋島県令は言語風俗の同一化を学校教育に求め，言語の「同化」策として「会話」科を特設していたこと。第三に就学督励において役人資格の授与などを行なっていたこと。これらはすべて1887，88年までの事象である。したがって，本論文はおよそ1888年までを琉球処分直後とし，考察の対象とする。

以上の整理に基づいて，本論文の構成と主要な史料を述べたい。

1．「琉球処分前後の沖縄教育政策」では，琉球処分前後に沖縄統治の責任者であった河原田盛美と鍋島直彬に焦点をあて沖縄教育政策を解明する。主要史料は，河原田については「琉球備忘録」（琉球政府『沖縄県史』第14巻，1965年）や「琉球紀行」（琉球政府『沖縄県史』第14巻，1965年）及び国立史料館が所蔵する祭魚洞文庫旧蔵史料のうち『琉球在勤書類』，『河原田盛美履歴』などである。また鍋島直彬については「沖縄県学校費金学資金ノ件」（琉球政府『沖縄県史』第12巻，1966年）や「沖縄県へ勧業費下渡ノ件」（琉球政府『沖縄県史』第12巻，1966年）などの公文書である。

2．「沖縄における学校設置」では，琉球王国時代とは異なる新たな学校の設置について，『文部省年報』・『官報』に掲載された「沖縄県年報」，『沖縄県日誌』（琉球政府『沖縄県史』第11巻，1965年）や『上杉県令沖縄県巡回日誌』（琉球政府『沖縄県史』第11巻，1965年），『沖縄県統計書』を主要史料として，学校数とその性格について解明する。また，これらの学校教員の構成についても言及する。

3．「沖縄人の就学状況と就学督励の実施」では，新しく設置された学校に沖縄人児童がどれくらい就学したのかを2で示した史料群により整理する。そして学校記念誌や沖縄教育会の機関誌である『沖縄教育』などに掲載されている回想録を主要史料として，当時の沖縄人の学校観を明らかにしつつ，就学率の「低さ」について解明する。さらに，沖縄各地で行なった就学督励の実態及びその意味を解明する。

4．「『大和屋』としての学校」では，学校教育の内容及び学校における言語風俗を学校記念誌等に掲載された回想録や生活誌の記録を史料として明らかにし，地域社会における学校さらに学校教員の持つ意味を解明する。

――注――

(1) 安里彦紀『沖縄の近代教育』亜紀書房，1973年，121頁。

(2) 河原田盛美「琉球備忘録」1875年，琉球政府『沖縄県史』第14巻，1965年，223頁。

(3) 「沖縄県ヨリ大蔵省へ上申」1879年12月12日，琉球政府『沖縄県史』第12巻，1966年，410頁。

(4) 「吏員改正ノ儀ニ付上申」1882年3月6日，内務卿山田顕義・大蔵卿松方正義宛，前掲『沖縄県史』第12巻，789頁。

(5) 阿波根直誠「初等教育」，琉球政府『沖縄県史』第4巻，1966年，300～301頁。森田俊男『沖縄問題と国民教育の創造』明治図書，1967年，114～119頁。金城正篤「旧慣温存と沖縄県政」，新里恵二・田港朝昭・金城正篤『沖縄県の歴史』山川出版社，1972年，166～168頁。佐竹道盛「明治期の県政と教育」，沖縄文化協会『沖縄文化』第42号，1974年，59頁。浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究――地方役人層の動向を中心にして――」，『琉球大学教育学部紀要』第20集第1部，1976年，29～32頁。佐竹道盛「沖縄近代教育の特質」，『北海道教育大学紀要第1部C　教育科学編』第29巻第1号，1978年，29～30頁。島袋勉「近代沖縄における同化政策の展開」，東洋大学アジア・アフリカ文化研究所『研究年報』第22号，1987年，86～89頁。浅野誠『沖縄県の教育史』思文閣，1991年，131～134頁。

(6) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」31頁。

(7) 沖縄人はいわゆる日本「本土」を「大和（やまと）」と呼び，そこに住む人々を「大和人（やまとんちゅ）」と呼んだ。筆者は，沖縄を除いた「日本」を日本と呼称することはできず，同様に沖縄人を除いた「日

本人」を日本人と呼称できず，また新たな言葉で呼称することもできない。そのため本論文では沖縄人が自らを除いた「日本人」を大和人と呼称することを借用し，大和，大和人と呼称する。

(8) 前掲，浅野誠『沖縄県の教育史』174頁。

(9) 前掲「琉球備忘録」，前掲『沖縄県史』第14巻，224頁。

(10) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』宣文堂書店による復刻版（1966年），426頁。以下，『文部省年報』はすべて復刻版による。

(11) 太田朝敷『沖縄県政五十年』おきなわ社，1932年初版，1957年再版，再版71頁。

(12) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」29～43頁。田港朝昭「明治十二年前後の教育政策」，沖縄歴史研究会『沖縄歴史研究』創刊号，1965年，26～30頁。辺土名朝有「明治中期における沖縄教育政策（試論）」，沖縄歴史研究会『沖縄歴史研究』第9号，1971年，76～79頁。

(13) 前掲，森田俊男『沖縄問題と国民教育の創造』123頁。

(14) 前掲，阿波根直誠「初等教育」307頁。

(15) 「沖縄県年報」，『文部省第九年報』672頁及び「沖縄県年報」，『文部省第十年報』773頁。

(16) 前掲，田港朝昭「明治十二年前後の教育政策」27頁。

(17) 前掲，太田朝敷『沖縄県政五十年』73～77頁。前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」23～24頁。

(18) 前掲，阿波根直誠「初等教育」312頁。上沼八郎「沖縄教育史――独自性の確認過程――」，梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系』第3巻，講談社，1976年，277頁。

(19) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」39頁。

(20) 前掲，安里彦紀『沖縄の近代教育』133頁。阿波根直誠「沖縄における教育意識の変遷についての試論的研究――1870年代から1890年代における教育意識の史的分析――」，『琉球大学教育学部紀要』第23集第1部，1979年，254頁。

(21) 阿波根直誠「教育の諸問題」，沖縄県『沖縄県史』第1巻，1977年，304頁。前掲，上沼八郎「沖縄教育史」277頁。

(22) 本論文では，就学率の「低さ」とカッコをつける。本論3(1)で述べるように，先行研究では就学率の「低さ」の原因を沖縄人が普通教育に対して持つ意識が希薄であったことなどに求め，就学率の「低さ」を否定的なものとして記述してきた。これに対し筆者は，就学率の「低さ」を琉球処分直後の沖縄における学校の性格の問題としてとらえることにより，むしろ当然の結果であると考えていることによる。

(23) 前掲，阿波根直誠「教育の諸問題」304頁。

1．琉球処分前後の沖縄教育政策

(1)「教育ト勧業トノニツヲ注意スヘシ」

1872年9月14日，日本政府は琉球国王尚泰に対し「陞シテ琉球藩王ト為ス。叙シテ華族ニ列ス」(1)旨を伝達した。琉球王国を消滅させ，琉球藩を設置したのである(2)。この琉球藩を管理する役所として，1872年9月に外務省出張所を設置した。そして軍隊を台湾に出兵したことにあわせて，1874年7月に沖縄統治の担当を外務省から内務省に変更し，外務省出張所を廃止し，内務省出張所を設置した。この内務省出張所に勤務した一人に，河原田盛美がいる。

河原田盛美は，1874年９月13日に内務省琉球藩事務取調掛に，そして翌年５月19日琉球藩在勤を命じられた(3)。同年７月に，琉球処分官松田道之とともに沖縄に入り(4)以後，内務省「出張所在勤官吏ノ義ヲ以テ」(5)琉球藩庁との「交渉」に加わっている。

河原田は1875年８月21日，今帰仁王子らに以下のように述べ，琉球藩庁に対して威圧的に処分に臨む姿勢を見せていた。

> 今般松田大丞奉シ来ラレタル朝命ノ義，四十余日ニ至リ今（未――筆者）ニ遵奉致サレス貴藩ノ不都合云フ計ナシ。不肖ノ拙者在勤ノ命ヲ蒙リ大丞ト同行此地ニ来リ此不都合ヲ見ルニ忍ヒス。肺肝ヲ吐露センカ為メ今日態々羅（罷――筆者）リ越候(6)

そして，沖縄は「日本ノ属藩ニシテ清国ノ隷属ニ非」(7)ざることを主張するために，地理・人種・歴史など16の要素をあげ，「速ニ日本ノ命ヲ奉シ国家ノ安寧ヲ量リ有名無実ノ虚礼（清国との冊封関係のこと――筆者）ヲ廃止」(8)せよと，日本への専属と清国との外交関係断絶を命じていた。ここには沖縄を日本領として確定する琉球処分を行なう政府の意を体した官僚としての姿勢を読み取ることができる。

しかし「交渉」に出席し，沖縄人士族が執拗なほど日本専属に抵抗し日清「両属」の現状を維持しようとするのに接して，河原田は強硬な処分の一方で，沖縄人の人心を掌握するための現実的な統治方策の必要性を強く認識し，内務省に対して内務省出張所の権限の強化とあわせて勧業による民生安定を主張した(9)。

河原田は，沖縄が現在「尚二三百年ノ旧套ヲ守ツテ開明ノ良法ニ着眼セサルハ，畢竟勧業ノ道ニ勉励スルモノナキ故ナリ」(10)と考えて，「着藩以来兼テ勧業ノ事ニ顧念シ調査」(11)していた。1874年から「流（琉――筆者）球産夜光介殻ヲ米国ニ輸出スル」(12)事業に着手し，また1875年11月13日に内務省出張所々長心得になり，その直後の14日から18日まで慶良間諸島の植生風土生活等を調査する(13)など，沖縄の産業開発を意図していた。これは，河原田が農学，農政に関心を持っていた(14)ためばかりではなく，次のような意味を持っていた。

河原田は慶良間の家屋を「甚不潔ナリ」(15)と観察した。そして沖縄に住む「平民ハ愚昧ノ極」(16)にある人々であり，「草昧未開」(17)ととらえた。この状態を沖縄の産業開発により打破し，「物産繁殖シ百姓既ニ豊饒ナルトキハ藩内隆盛ニ至ル可シ」(18)と構想した。河原田にとって，沖縄の経済的な繁栄が重要な課題だった。河原田はこの課題達成のために，「勧学勧業ハ両翼ニシテ両ナカラ急務タリ。実ニ国民挙テ富饒ニ赴クト雖トモ，其民ノ智識少シクモ進マサルトキハ，其富饒モ亦恃ムニ足ラサルナリ」(19)と考えて，勧学を重視した。このことから当然にも，「実学ヲ誘導シテ人民方向ヲ立シムルヲ以テ第一ノ急務トス可シ」(20)と述べたように，産業と結びついた「実学」を重視した。

もう一点，勧学を推進しなければならない重要な理由があった。

琉球王国は前述のように1872年に琉球藩へ解体されたけれども，1879年に沖縄県が設置されるまでは，琉球王国の統治機構を維持していた(21)。この状況に対して1875年９月13日，河原田盛美は内務省出張所が沖縄における裁判権と警察権を持つべきことを松田道之へ提言した(22)。これは内務省出張所による沖縄統治の基盤を作らなければならないとするものである。同時に，鹿児島からの寄留商人を中心とした大和人が「粗暴」(23)であるため沖縄人がこれを恐れ「官吏ヲモ蔑視並呑スルノ形勢」(24)があり，この状態をなくすためにも裁判を「公正」に行なわなければ，

沖縄人の人心掌握はできないと考えたからでもあった。

しかし，この施策には難点があった。河原田は次のように述べている。

> 当藩ノ慣習ニ平民ノ学校ニ入ルヲ免サス，婦人ノ学問スルヲ厳禁ス。故ニ農戸ニ至テハ一丁字ヲ知ラサルノ野民ノミ。法律ヲ布告スルモ，全国法律ノ何物タルヲ知ルモノ更ニナカルヘシ(25)

法律，裁判を「公正」に行ない沖縄を統治するためには，政府の法律や命令を伝えることが必要であり，文字の読み書きの知識を沖縄人に求めなければならなかった。そのために河原田は「学校ノ方法ヲ改正シ，各校ニ官有ノ書籍ヲ備ヘ見聞ヲ博クナサシムルヲ以テ第一トス可シ」(26)と述べ，琉球王国時代の学校制度を改めることが勧学を行なうために必要だと考えていた。

ここで簡単に琉球王国時代末の学校制度の特徴を整理しておく。

この時期には，首里・那覇・泊に「村学校」という初等教育機関があり，さらに首里の修了者を入学対象者とする「平等学校」が首里に3校，さらにその修了者を入学対象者とする「国学」が首里に1校あった。そのほかに，久米に明倫堂という中等教育機関があり，各間切には「筆算稽古所」，「会所」，「村学校」などと呼ばれる初等教育機関があった。

特徴の第一は，就学者である。村学校・平等学校・国学は，基本的に士族を対象としていた(27)。また「筆算稽古所」は士族のほか，将来地方役人になる奉公人と呼ばれる平民階層の子弟が就学していた。女子は就学できなかった。

第二は，教育内容である。上述の機関で行なっていた教育は，四書五経などの儒学に加えて習字，算術であった(28)。これらの学校での「教育の基本は実務練習」(29)にあり，「上は国学から下は筆算稽古所に至るまで，一貫して官吏養成の機関となっていた」(30)。

河原田は，1875年12月10日に那覇にある村学校4箇所を視察し，「生徒ノ課業ヲ試」(31)みている。このような実地観察もふまえて，河原田は「入校スルモノハ士族ノミニテ，平民ヲ拒ミ婦女ハ仮令王妃貴族ト雖モ一字ヲモ学ハサル慣習ナリ。故ニ平民ト婦女ハ己ノ名ヲモ知ルモノナシ。天品ノ人材ト雖トモ成規外ノ書籍ヲ読ムコト能ハス」(32)と述べたように，士族男子しか就学しない従来の学校制度に対して批判的であった。このことは統治の必要上，沖縄人が文字を読めなければならないという勧学の必要性からして当然であった。これは加えて教育機関に就学するような「中戸以上ハ孔孟ノ学ニ深酔スルモノナレハ，甚浅識固陋如何トモスル能ハス」(33)との如く，従来の教育内容は産業開発のための実学の視点からすれば「浅識」であり，また琉球藩に清国との関係を断絶させるという琉球処分の方針からすれば「固陋」であるという認識と重なっている。「日本」で出版されている実学の書籍が読めないような教育は，河原田にとって意味はなかった。

このように，産業開発と結びついた「実学」と，文字の読み書きを内容とする教育を河原田は重視した。阿波根直誠が「開化的な『同志は人数も少く，わずかに内務省の役人と連絡し，その保護をうけなければ危険で活動できない』状態にあったという。従ってこのような状況の中で，庶民の勧学に力を尽したのは寧ろ当時の派遣官吏であった」(34)と述べたように，「開化的な」沖縄人がいないために，河原田など日本政府の官吏が止むを得ず勧学を行なったわけではない。河原田などには勧学に力を尽くす必然性があったのである。

しかし，河原田は教育制度の「改革」をただちに実行できたわけではなかった。かつての琉球国王尚泰を琉球藩王に戴くこの時期には，沖縄人の抵抗ゆえに制度「改革」を行なうことができ

なかったためである。従って「将来藩治ニ従事スルモノ，教育之道ヲ以テ第一ノ目的トセサル可ラ」[35]ずと，「将来」の課題とせざるをえなかった。この課題の「達成」は，木梨精一郎内務省出張所々長の時期を経て，琉球藩を廃して沖縄県を設置した後にまで持ち越した。その時，沖縄統治の最高責任者となったのが，初代沖縄県令鍋島直彬である。

(2)「漸次旧規ヲ改良シ教育ヲ普及ナラシメ度」

1879年3月27日，松田道之が「県令ニ対シ土地人民其他旧藩ノ管轄ニ属シタル諸般引渡シノ手続ヲナスヘキ事」[36]と琉球藩を廃藩し新たに沖縄県を置県する旨を申し渡した。しかし沖縄の旧支配階級は「血判誓約書」を作成し明治政府による沖縄統治への不服従・非協力の運動を組織化したり[37]，また「脱清」行動による清国への歎願を通じて琉球王国復興を試みる[38]など，琉球処分を歓迎しなかった[39]。沖縄人による抵抗を受けながら，沖縄県令鍋島直彬は沖縄統治を実行しなければならなかった。

ところで沖縄統治を実行する沖縄県庁の特徴は，置県から1945年の敗戦まで一貫して大和人が県庁上層部を占めたことである[40]。鍋島県政のもとでは，県庁の人員構成において鍋島の出身地である長崎出身者が100人中33人と最も多く，また沖縄人は24人と長崎に次ぐが24人中22人が御用掛という最下位の職に任じられていた[41]。しかし実際の地方統治には，「首里那覇久米泊ノ地方ニ関スル役人及ヒ諸間切ノ役人ヲ更ニ旧職名ヲ以テ現在ノ職務ニ命」[42]じ，従来通り沖縄人をあてていた。だから，沖縄人の抵抗は鍋島県令による沖縄統治を困難にした。

鍋島県政は，まず勧業と勧学に関する政策の実施に着手しており，このことはしばしば指摘されている[43]。勧業政策の一つとして，従来からの砂糖代前貸し制度を引き継ぐために7万円弱の下渡を政府に申請し承認されている[44]。しかし鍋島は，この施策を「各間切ヨリモ時々歎訴致出，実ニ目今難差置事実」[45]となってから着手したのに対し，教育政策に関しては自ら積極的に展開している。いいかえれば，糖業を中心とする勧業は沖縄人が生活維持のために必要とする側面もあったが，勧学は鍋島県政にとってこそ必要であったのである。

琉球処分直後，「他の諸官衙，学校所と共に那覇の各村学校所も悉く閉鎖してしまつた」[46]。この状況に直面した鍋島は1879年6月28日，沖縄人に対して旧来の学校に「従前ノ通」就学することを求めた[47]。その結果，「告諭勧奨時々吏員ヲ派遣シ百方手ヲ下シ，同年（1879年――筆者）十月十一月ノ間ニ至リ稍ク首里那覇久米村泊村ノ諸学旧ニ復セシムルヲ得タ」[48]のであった。復活した学校は従来通り「該地吏員タル可キ者ヲ養成スル所」[49]であり，教育内容は「四書五経唐詩」[50]であった。鍋島はこの事実を認識して当面する教育政策の課題を以下のように構想した。

> 県下従来ノ学事ヲ約言セハ，孔孟ノ書ヲ講シ厚ク道徳ノ道ヲ尊信スルノミニシテ，皇学洋学等ハ勿論博ク諸子百家ノ書ニ渉リ知見ヲ拡張スルハ強テ勉メサル風習ニテ，遂ニ改良セサル可カラサルモノ有リト雖トモ，然トモ因襲ノ久キ急遽之ヲ変更セハ恐クハ多少ノ弊害ヲ生セン。故ニ既設ノ学校ハ姑ク旧ニ依リ業ヲ授ケ，別ニ小学師範学校ヲ開キ小学教員タル可キ者ヲ養成シ，県下ノ人ヲシテ普通学科ノ大概ヲ目撃耳聞シ稍其善良ナルヲ知ルニ至リ而シテ後チ漸次旧弊ヲ矯メントス[51]

すなわち，琉球王国時代から続いている「既設ノ学校」つまり国学・平等学校・村学校，筆算稽古所を「改良」の必要性を感じつつも琉球処分前と変わらず復活させ，一方で別に新たな師範

学校を創設し，「県下ノ人ヲシテ普通学科」を教えしむる構想を立てたのである。「普通学科」とは「標準語」[52]を中心とした修身・読書・算術などであり，その点では旧来の学校と新たな学校は対立した。

しかし旧来の学校を復活させた意図は，旧来の制度を変更したならば「多少ノ弊害」が生じるから，それを恐れてやむをえず「旧慣温存の政策にそって教育政策も展開」[53]しただけではない。必ずしも政策構想において旧来の学校とこれから新しく設置する学校とを対立するものとだけとらえていたわけではなく，後述するように新しい学校へ就学させるものの募集源として，旧来の学校は無くてはならないものだった。

鍋島県政は1879年末に，師範学校の設立に着手することから新しい学校の設置を試みた。師範学校の創設・維持に関する予算の下渡を要請した，1879年12月12日の大蔵省への上申書で次のように述べている。

> 言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムルハ当県施政上ノ最モ急務ニシテ，其法固ヨリ教育ニ外ナラス。因テ至急普通ノ小学教科ヲ制定シ師範学校ヲ設置シ，漸次旧規ヲ改良シ教育ヲ普及ナラシメ度[54]

ここでふたつの重要な点を述べている。

第一は言語風俗を「本州ト同一」にすることを県政の「急務」としたことである。河原田盛美が経済的繁栄を主要な政策課題としたために実学を奨励し，「風俗慣習等強テ釐革セサルヲ良策トスヘシ」[55]，「風俗修飾ハ何時ニ改正ナルヘク」[56]と述べていたことと比較すれば，琉球処分を境とする変化が明らかである。言語風俗の大和化[57]は，沖縄の帰属を清国との外交問題にしないために重要な政策であるのみならず，大和人の役人が話す言葉が沖縄人に通じない[58]ことは沖縄統治の障害であり，沖縄人に「標準語」を教え込むことは統治を行なううえでも必要不可欠であった。

第二は「普通ノ小学教科ヲ制定シ師範学校ヲ設置シ，漸次旧規ヲ改良シ教育ヲ普及」させることにより「急務」を達成するとしたことである。この時点の「学校」は旧来のままの教育内容であったので，言語風俗を大和化させるような「普通ノ小学教科」を施行する必要があった。また，それを教えうる沖縄人教員を養成することが必要であった。

沖縄人教員は「他府県ニ仰グノ冗費ヲ省」[59]く，すなわち「費用節減のため」[60]だけに必要だったのではない。大和人に「粗暴ノ輩アリテ琉球人之ヲ恐ル、コト猛虎ノ如シ」[61]という状況がある以上，たとえ言語風俗の大和化に便利であっても大和人のみが学校教員であることは就学を督励するうえで得策ではなく，就学を促進するためにも沖縄人教員が必要不可欠であった。そして沖縄人教員の養成は同時に「県下ノ人ヲシテ普通学科ノ大概ヲ目撃耳聞シ稍其善良ナルヲ知」[62]らせる第一歩であった。

こうして，旧来の制度を復活させて「改良」を試みつつ，沖縄の言語風俗を大和のそれと「同じ」にする大和化の中心点として機能する機関として，新しく学校を設置しはじめた。

――注――

(1) 松田道之『琉球処分』第一冊，明治文化資料叢書刊行会編『明治文化資料叢書』第4巻，風間書房，1962年，19頁。

(2) 1871年の廃藩置県に際し鹿児島県の管轄下に入っていた。

(3) 『河原田盛美履歴』1902年，国立史料館所蔵。

(4) 前掲『琉球処分』第二冊，前掲『明治文化資料叢書』第4巻，100頁。

(5) 同上書，103頁。

(6) 『琉球秘録並鬼界島取調箇条』，国立史料館所蔵。

(7) 同上。

(8) 同上。

(9) 河原田盛美『琉球在勤書類』，国立史料館所蔵。河原田盛美『琉球備忘録』，琉球政府『沖縄県史』第14巻，1965年，203～216頁。

(10) 前掲『琉球備忘録』，前掲『沖縄県史』第14巻，208頁。

(11) 同上。

(12) 前掲『河原田盛美履歴』。

(13) 河原田盛美『琉球紀行』，前掲『沖縄県史』第14巻，232～235頁。

(14) 鎌田永吉「河原田盛美・史料ノート――大久保政権の『社会的支柱』に寄せて――」，文部省史料館『史料館研究紀要』第4号，1971年，98～99頁。河原田盛美は1871年に『日本農学捷径』全3巻を著している（『十七年三月版　河原田盛美版権書類』，国立史料館所蔵）。

(15) 前掲『琉球紀行』，前掲『沖縄県史』第14巻，233頁。

(16) 前掲『琉球備忘録』，前掲『沖縄県史』第14巻，224頁。

(17) 同上書，204頁。

(18) 同上書，224頁。

(19) 同上。

(20) 同上。

(21) 菊山正明「置県前後における沖縄統治機構の創設」，早稲田大学法学会『早稲田法学』第60巻第3号，1985年，116頁。

(22) 前掲『琉球備忘録』，前掲『沖縄県史』第14巻，203～207頁。

(23) 同上書，203頁。

(24) 同上書，205頁。

(25) 同上書，203頁。

(26) 同上書，224頁。

(27) 島袋源一郎によれば，「平民子弟中将来医者たらんと志す者は稀に村学校，平等学校を経て国学に入学するものありし」という（島袋源一郎著・国頭郡教育会編『沖縄県国頭郡志』1919年，154頁）。

(28) 比嘉春潮「物語藩史・琉球藩」1966年，『比嘉春潮全集』第2巻，沖縄タイムス社，1971年，49頁。浅野誠『沖縄県の教育史』思文閣，1991年，113～123頁。

(29) 阿波根朝松「廃藩以前の教育」，琉球政府『沖縄県史』第4巻，1966年，65頁。

(30) 比嘉春潮『沖縄の歴史』1965年，前掲『比嘉春潮全集』第1巻，299頁。

(31) 前掲『琉球紀行』，前掲『沖縄県史』第14巻，237頁。

(32) 前掲『琉球備忘録』，前掲『沖縄県史』第14巻，223～224頁。

(33) 同上書，224頁。

(34) 阿波根直誠「初等教育」，前掲『沖縄県史』第4巻，300頁。

(35) 前掲『琉球紀行』，前掲『沖縄県史』第14巻，241頁。

(36) 前掲『琉球処分』第三冊，前掲『明治文化資料叢書』第4巻，221頁。

(37) 我部政男『明治国家と沖縄』三一書房，1979年，225～258頁。

(38) 赤嶺守「琉球復旧運動の一考察」，地方史研究協議会編『琉球・沖縄――その歴史と日本史像』雄山閣，1987年，180～201頁。

(39) 本論文では琉球処分の過程については行論上割愛する。この点については，『沖縄県史』の該当部分，すなわち，金城正篤「総説」・田港朝昭「琉球処分」（第1巻，1977年），島尻勝太郎「総説」・金城正篤「明治維新と沖縄」（第2巻，1970年）のほか，以下の文献を参照されたい。田港朝昭「近代における沖縄」，朝尾直弘ほか編『岩波講座　日本歴史』第16巻，岩波書店，1976年。安良城盛昭『新・沖縄史論』沖縄タイムス社，1980年。西里喜行「琉球処分と樺太・千島交換条約」，荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史』第4巻，1992年。我部政男「日本の近代化と沖縄」，大江志乃夫ほか編『岩波講座　近代日本と植民地』第1巻，岩波書店，1992年。

(40) 比嘉春潮・霜多正次・新里恵二『沖縄』岩波書店，1963年，134頁。

(41) 前掲，菊山正明「置県前後における沖縄統治機構の創設」133～135頁。

(42) 前掲『琉球処分』第三冊，前掲『明治文化資料叢書』第4巻，224頁。

(43) 比嘉春潮『沖縄の歴史』1965年，前掲『比嘉春潮全集』第1巻，412～413頁。金城正篤「初期県政」，琉球政府『沖縄県史』第2巻，1970年，182頁。

(44) 「沖縄県へ勧業費下渡ノ件」1880年5月24日，琉球政府『沖縄県史』第12巻，1966年，478～481頁。

(45) 「勧業費御下渡之義ニ付上申」，沖縄県令鍋島直彬から内務卿伊藤博文・大蔵卿大隈重信宛上申書，1879年12月14日，前掲『沖縄県史』第12巻，479頁。

(46) 島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』1928年，6頁。

(47) 同上書，7頁。

(48) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』335頁。

(49) 同上書，334頁。

(50) 同上書，333頁。

(51) 同上書，335頁。

(52) 外間守善によれば，「明治以降になって入ってくる日本的共通語の受けとめ方を沖縄の側からみて次のように四区分」できる。すなわち，(1)「東京ノ言葉」時代（1879～1897年頃まで），(2)「普通語」時代（1897～1935年頃まで），(3)「標準語」時代（1935～1955年頃まで），(4)「共通語」時代（1955年～現在）である（外間守善『沖縄の言語史』法政大学出版局，1971年，51～63頁）。

ただし本論文では，「標準語」と一貫して表記する。この表現を用いる理由は，学校において教員が一方的に教え込む言葉こそが，沖縄人生徒が覚えるべき「標準」だったと把握していることによる。

(53) 浅野誠・佐久川紀茂「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究――地方役人層の動向を中心にして――」，『琉球大学教育学部紀要』第20集第1部，1976年，30頁。

(54) 「沖縄県ヨリ大蔵省へ上申」1879年12月12日，前掲『沖縄県史』第12巻，410頁。

(55) 前掲『琉球備忘録』，前掲『沖縄県史』第14巻，224頁。

(56) 同上。

(57) 本論文において，「同化」ではなく「大和化」と呼称するのは，いわゆる「同化」教育ないし「同化」政策は，沖縄を大和と「同じ」にしようとするものでありながら，いつまでも「同じ」にすることはなく，新たな「違い」を次々に問題にするためである。さらに「大和化」と呼称することにより，「同じ」にしていく方向性をはっきりと示せると考えるためである。

(58) 地方巡察使尾崎三良は，1882年7月19日から9月26日まで沖縄を巡回し，「言語不通，下民ニ接スル皆訳者ニ依ル。隔靴掻痒ノ憾ナキ能ハス」と述べている（我部政男編『明治十五年明治十六年　地方巡察使復命書』上，三一書房，1980年，314頁）。

(59) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』421頁。

(60) 上沼八郎「沖縄教育史――独自性の確認過程――」，梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系』第3巻，講談社，1976年，276頁。

(61) 前掲『琉球備忘録』，前掲『沖縄県史』第14巻，203頁。

(62) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』335頁。

2．沖縄における学校設置

(1) 会話伝習所

鍋島県令が新たに設置した最初の教育機関は1880年2月に県庁内に開いた「会話伝習所」である。会話伝習所は，鍋島県令が大蔵省へ上申した師範学校の創設・維持に関する予算が承認されたことにより，6月に沖縄県師範学校へ変更されている。つまり会話伝習所はわずか4ケ月の存在であり，卒業生も出していない。そのためもあってだろうか，会話伝習所の設置は，「通訳養成」(1)あるいは「標準語」を話せる「特殊の教員を養成」(2)するための策と理解されるのみである。筆者が会話伝習所に注目する必要があると考えるのは，ここが師範学校の前身であるのみならず，鍋島県令が初めて設置した教育機関であり，「普通学科」を教え「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムル」政策の第一歩であると考えるゆえである。そこでまず，誰が，どのような人に対して，どのような内容を教えたのかという会話伝習所の基本的な点について明らかにする。

会話伝習所には「旧学校の生徒中より優秀なものを選抜して入所せしめ，県の学務課員が庁務の余暇を以てこれ等の生徒に普通語と小学校の教科書などを伝習せしめ」(3)たといわれている。

これによれば，教員は「県の学務課員」である。もっとも「学務委員ノ余暇ヲシテ本邦普通ノ言語及小学教科書等ヲ兼授セシメ」と記録している史料もある(4)。しかし，学務委員は沖縄人である間切吏員から選出されている(5)。沖縄人が「標準語」を教えることができたとは考えがたいため，また会話伝習所が県庁内に設置されていることを考えあわせれば，「県の学務課員」が教員だったと考えるのが妥当であろう。1880年2月当時の学務課員は確認できないが，1880年5月15日調の「沖縄県職員録」(6)によれば，沖縄県庁学務課員は，諸見里朝常，豊見城盛綱，摩文仁賢貞の沖縄人士族のほか田中馨治（長崎・平民），石野基将（京都・華族），小野正尊（長野・士族），谷田敏（三重・士族）の7名であった。おそらくこの大和人官吏4名などが会話伝習所の教育を担当した。

生徒は「旧学校」から選んでいる。生徒は開校当初20名であり，4月にさらに36名が就学した(7)。残念ながら，これらの生徒を選んだ過程について明らかにすることはできないけれども，希望して就学したとは考えがたい。

『沖縄県日誌』1880年5月31日の条に「本年四月十三日学第二十号ヲ以テ，会話伝習生徒ヘ弁

当料トシテ一日一人ニ付金五銭宛給与可致旨御達相成候」[8]とある。この制度を師範学校へ引き継ぎ[9]，弁当料を出すことが「生徒勧奨ノ際消気合ニ致関係候」[10]，つまり弁当料を出すことは沖縄人に対する就学督励と密接な関係があると認識していた。このことから，会話伝習所に希望して就学する生徒がいなかった，あるいは少なかった現状があるからこそ，1880年4月の時点で弁当料という制度を考えだしたのだろう。

また師範学校に生徒が集まらず，強制的に就学させたことはよく知られている[11]。『沖縄県日誌』1880年7月19日の条に，「当校予備門生徒欠員ニ付過般伺ノ上，首里中ヨリ十名募集致手順ニ相運候処，即今志願ノ者無之趣首里役所ヨリ回答有之候ニ付，今生徒十名那覇役所々轄内ヨリ募集致度」[12]とある。師範学校が那覇にあり首里から遠いという要素もあろうが，首里から一人も就学者が出なかった。1881年末か1882年初頭に師範学校に就学した太田朝敷は，毎月6，7円の給与のほか，毛布などの物品の支給を受け就学した[13]。師範学校はこのような支給を行ないながら生徒を集めており，支給なしには生徒は集まらなかった。師範学校への就学者が少なかった状態は，会話伝習所の時から続いていたと考えるのが自然だろう。

ここで「旧学校」を生徒の募集源としていることは重要である。「旧学校」を復活させたのは，ただ旧慣温存政策に相応した策[14]であるためだけでなく，新しい教育制度の出発にあたって，就学督励を行なう対象を捕捉するために「旧学校」がなくてはならない機関であったためでもある。さらに，旧藩庁上層部が沖縄人の抵抗を「血判誓約書」により組織していた[15]ため，旧藩庁上層部の子弟を「旧学校」から集めることは，抵抗する沖縄人の組織を切り崩し沖縄統治を円滑に進めるための治安対策でもあった[16]。学校は治安対策と別ちがたい存在であったのである。

沖縄人が日本政府による沖縄統治に抵抗する状況では，教育による大和化は大和人が優位である場所でしか行ないえなかったから，最初に設置した教育機関が沖縄県庁内にあったことはきわめて象徴的であった。

鍋島県政はこうして集めた生徒に対して，初めて「普通語と小学校の教科書」という「普通学科」の教育に着手した。会話伝習所での教授法は次のようなものであった。

> 五十音及ヒ単語連語等掛図ヲ以テ授ク。其法一教授時間毎ニ交換ス。生徒倦厭セザランヲ欲スレハナリ。又タ傍ラ問答ヲナス。其法ハ仮ニ本邦普通之語ニ土語ヲ対訳セシモノヲ編綴シ，一日ニ付七八旬ツヽヲ授ケテ暗誦セシヲ，翌日其記臆スルヤ否ヤヲ試ミ，甲者ヲシテ問ハシメ乙者答フ。此ノ如クスルコト数回，能ク習熟スルヲ見テ又其次ヲ授クル初ノ如シ[17]

「標準語」を沖縄口に訳しながら暗唱させる問答が会話伝習所の教育の中心であった。このことは，「生徒タルヤ先ツ本邦普通ノ言語ヲ解セサレハ師範学科ニ就クコト能ハス」[18]という判断，いいかえれば教員が大和人であるため生徒は「標準語」を学習しなければ教員の話す内容がわからず，勉強できなかったからではない。もしそうならば，沖縄人を教員にする，あるいは大和人教員が沖縄口を話すという選択もありえたからである。そうではなく，沖縄人が「標準語」を覚えさせられたことが特徴である。このことは，鍋島県令が「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムル」ことを教育政策の目標としたことの必然的結果であり，会話伝習所の教育は沖縄人の言語風俗の大和化に着手したものであった。

こうして沖縄県庁は言語風俗の大和化を「旧学校」の復活を経て，ここ会話伝習所に開始した。

(2) 首里中学校

中学校は，会話伝習所とは対照的に「旧学校」の伝統を完全に受け継いで出発した。

沖縄県庁は1879年において，首里学校と明倫学校の2校を中学とみなしている(19)。翌1880年には前者を中学校とみなし，後者を各種学校扱いとしている(20)。以後，沖縄において中学校は1911年までこの首里中学校(21)ただ1校であった。首里中学校は当初，「旧慣に因りて教員より教則等に至るまて一切之を更革」(22)せず，「四書五経唐詩ノ講義ヲ学ヒ詩文ヲ作ル」(23)教育をしていた。1880年7月において「首里ノ子弟ニシテ年齢十七ヨリ二十二ニ至ル者ハ悉ク本校ニ就学スヘキヲ諭シ，一時名簿ニ登録スル者二百四十名」(24)という状況であった。

1880年12月になって沖縄県庁はこの状態を変更した。この時，東京師範学校より教員を招聘した(25)のにあわせて，旧生徒に対し読方作文の試験を行ない，受験した120名中38名を生徒として採用したのである(26)。ここで在籍者240名中120名しか受験していないことは，沖縄人士族が「普通学科」を好まなかったことを端的に示している。「普通学科」が歓迎されなかったため，旧国学を「改良」することによってしか中等教育の普及を図ることはできなかった。

首里中学校の教員は，1880年12月から1882年にかけて，東京師範学校を卒業した大和人教員1名と補助教員1ないし2名であった(27)。補助教員について，大和人教員が年360円の給与であるのに対し年72円であることや，「沖縄県年報」には大和人教員は卒業校が明記してあるのに対し「其補助トナシ」としかないことがわかる(28)。また大和人教員が来沖後すぐに沖縄口を話せたとは考えられないことから，おそらくこの補助教員は沖縄人であり，大和人教員と中学校生徒の間で通訳の役割を果たしたのだろう。旧国学を「改良」するにあたって，この沖縄人補助教員はなくてはならない存在だった。しかし，1883年以降少なくとも1886年5月までは補助教員もなく，教員は大和人ばかりであった(29)。

(3) 小 学 校

1879年から1888年までの小学校数の推移を示したものが〈表1〉である。この表から次のことを指摘できる。第一に1879年には172校あったものが，翌1880年にはわずか14校に急減していること。第二に1881年の19校から翌1882年には51校へ急増していること。

第一の点，1879年から1880年への急減は，1879年の統計では琉球処分に際して廃学していた村学校などを旧式のまま復活したものを小学校として計上しているのに対し，1880年にはそれらを各種学校扱いにし計上しなかったためである。そのため，1880年の各種学校数は148校にのぼっている。1880年の地域別小学校数は，首里3校，島尻（沖縄島南部）10校，国頭（沖縄島北部）1校であった(30)。

ところで浅野誠・佐久川紀成は，「筆算稽古所がすでに『小学入門』をテキストとして使用していた」ので「旧学校」と小学校に「きわだった教育内容上の差違」がないこと，そして1880年に設置した伊江島小学校が「当時，筆算稽古所が合併し，それに本土出身教員を配置し，そのことを後から小学校新設とみなした」ことを具体的な根拠として，小学校と筆算稽古所の連続性を指摘している(31)。

もちろん，小学校設置に際して筆算稽古所を活用したことは事実である。1882年，伊平屋島・伊是名島に分校をあわせて7小学校を新設しているが，これは筆算稽古所の「教則ヲ改メテ小学校トナスモノ」(32)であった。

けれども「旧学校」においては首里那覇の士族が教員であったのに対し，東風平小学校（沖縄

〈表1〉　沖縄における小学校数の推移

(1879～1888年)

年	学校数	内　訳
1879年	172	
1880年	14	
1881年	19	
1882年	51	
1883年	53	
1884年	56	本校50，分校6
1885年	55	本校54．分校1
1886年	59	
1887年	63	
1888年	66	尋常小学校本校58，同分校1，高等小学校6，小学簡易科1

〔史料　1879から1885年までは『文部省年報』，1886年は『官報』第1287号（1887年10月11日），1887年は『官報』第1565号（1888年9月14日），1888年は『官報』第1898号（1889年10月25日）。〕

『沖縄県統計書』1883年によれば，1883年の小学校数は52校であり，『文部省第十一年報』と相違がある。

島南部）教員は愛媛県村住辰二郎[33]，伊江島小学校教員は長崎県土橋智学[34]，南風原小学校（沖縄島南部）教員は長崎県永田長寿であった[35]ように，多くは大和人が小学校教員になったことが大きな違いである。なお，1881年5月に師範学校速成科を卒業した田頭景明など那覇士族5名[36]が，沖縄人が小学校教員になった嚆矢と思われる。

さらに「旧学校」と小学校には，教育内容上の大きな違いが存在した。1880年の小学校の科目編成は，島尻では4年8級編成で修身・読書・作文・習字・算術・地理・歴史・会話であり，首里では6年12級編成であり科目は物理が加わる。これらの科目について「卑近簡易ノモノヲ授ケ務テ日常ニ適切ナルヲ主」[37]として教えていた。ここで「会話」なる科目の存在が「旧学校」と異なる点である。「会話」科は，会話伝習所での言語教育と同様に，「標準語」と沖縄口とを暗唱させ，「標準語」を覚えさせる科目であった。沖縄人生徒はこの科目を「内地語」と呼んでおり[38]，「会話」科で習う言語すなわち「標準語」を受け入れず，自らが使う言葉とは別の言葉だと認識していた。さらに大和人教員が沖縄口を常用できなかったため，南風原小学校の一ケ年校費出納概算に通弁給料96円が含まれているように[39]，通弁を介して授業を行なっていた。このことから「会話」科以外の授業でも教員が「標準語」で授業を展開すると同時に，「標準語」を教えることに時間を費やしただろうと想像できる。このような言葉を教えたのは小学校においてであった。

小学校と「旧学校」はこのような違いを持ちつつも，浅野らが指摘したように連続的な性格をも持っているように見える。これは，「県下ノ現状ヲ観察スルニ多クハ旧慣ヲ固執スルノ人民ニシテ未タ俄ニ責メ難キ事情アルヲ以テ，先ツ各村既設ノ学校ヲ改良シ或ハ小学校ヲ起シ子弟ノ就学ヲ勧メ務テ日用適切ノ事ヲ学ハシメ」[40]ようとする政策の結果であった。すなわち，筆算稽古

所など「既設ノ学校」を「改良」して小学校にすることと，新たに小学校を設置することとを県当局が並列的に考えていたからである。筆算稽古所で『小学入門』などをテキストにしていたのも，すでに「改良」した結果であって，筆算稽古所が小学校的な要素を持たされていたのである。

次に第二の点，1881年から1882年の急増について検討する。1882年中に開校した小学校を地域別に見ると，国頭９校，中頭（沖縄島中部）では１校を廃止して新たに11校，島尻２校，宮古１校が新設であり，伊平屋島・伊是名島７校，久米島３校が「旧学校」の教則を変更したものであった(41)。

1882年にこれだけの小学校が設置できたのは，沖縄県令上杉茂憲，沖縄県学務課員の「奨励」によるところが大きい。上杉県令は，1881年11月～12月に沖縄島全35間切を，さらに1882年８月には久米島，宮古島，石垣島を巡回した。そして直接に間切吏員に対し，農業生産物のこと，間切・ムラの抱える負債のこと，学校教育のこと，孝子節婦のことを中心にその地方の実情について尋問すると同時に「説諭」を加えた。その時の記録が『上杉県令沖縄県巡回日誌』である。

上杉は学校教育に関し，学校設置と就学督励に重点をおいて「説諭」した(42)。就学督励については後述することとし，本項では学校設置に関する上杉の言動を検討する。

学校が未設置であった具志川番所（沖縄島中部）では，学校設置の予定について「来年ノ二三月迄ハ設立ノ見込ナシ」(43)と間切吏員が答えたのに対し，上杉は「急ニ建築ノ着手ニカヽルベキ旨ヲ諭」(44)した。上杉が小学校設置を「説諭」することは，「旧学校」を否定することを伴っている。上杉は読谷山番所（沖縄島中部）で間切に存在した「旧学校」である村学校について問い，「当間切ニモ村々ニアリ，其教科ハ御教条ノ類ナリ」(45)と間切吏員が答えたのに対して，「是迄ノ村学校ハ，頗ル不都合ノ教科ナラン，因テ良校ヲ立テ，良師ヲ聘シ，自ラ率先シテ，人ヲ奨勧セシメヨ」(46)と述べた。また上杉は浦添番所（沖縄島中部）でも「将来ハ良校ヲ設立シ，良師ヲ聘シ，ヨキ教科ヲ受ケ世ノ開明ニ従フヘシ」(47)と述べている。「近世琉球における実践道徳を明記した」(48)『御教条』などしか教えない「旧学校」は上杉にとって「不都合」であったから，「旧学校」を廃して「ヨキ教科」を教える「良師」を招き「良校」すなわち小学校の設置を求めた。それこそが沖縄が「開明」するために必要だと考えていたのである。

また小学校の校舎について，上杉は美里番所（沖縄島中部）において「ソレハ皆新築カ」(49)と尋ねており，また東風平番所では，小学校を新築中であったことに対して「深ク嘉尚」し金二十円を寄付した(50)。当時の小学校は中頭小学校が寺の一部を使ったように(51)，ほとんどが番所などの一部を使ったものだったから，「旧学校」における教育とは違うということを示すためにも，上杉は小学校を新築することを「奨励」した。

上杉は「ヨキ教科」について国頭間切奥において「村相応ノ学校ヲ設ケ，普通学丈ヲ，村々ノ子弟ニ教ユル様，役々ヨリ注意致セ」(52)と「説諭」している。この「普通学」の内容と目的は，「只書信ノ往復，日用ノ筆算ト略皇国ノ国体ヲ知了シ，以テ忠君愛親ノ大義ヲ解セシメ，其言語ヲシテ内地ト通同ナラシメ，童子ヲシテ愛国ノ情ヲ起サシメ，従来日清両属等ノ思想ヲ脳裏ニ止メサランコトヲ期スルナリ」(53)というものであった。すなわち「ヨキ教科」とは，「標準語」の読み書きなど愛国心を持たせるためのものに加えて簡単な計算であった。

「ヨキ教科」を担当する教員については，「良師」を招くという以上の言及はない。けれどもその後の事実からみると，「良師」を招くとは「旧学校」の教員である沖縄人士族を排して大和人を教員とすることであった。1882年７月から９月にかけて沖縄を視察した尾崎三良が，「近来県官ノ命ニ依リ，他府県人ヲ教員ト為シ，此窮士族ヲ悉ク各村ヨリ駆逐ス」(54)と報告している。

事実，1882年において沖縄全体で「管内五十一校ノ教員三分ノ二ハ他府県ニ招聘」(55)しており，なかでも中頭に設置した11の小学校の「教員は皆他府県人」(56)であった。

このように沖縄人の言語風俗を大和化し，さらに沖縄人に日本への「愛国ノ情」を涵養するために小学校設立を「奨励」し，大和人教員を配置したのである。

——注——

(1) 森田俊男『沖縄問題と国民教育の創造』明治図書，1967年，123頁。
(2) 太田朝敷『沖縄県政五十年』おきなわ社，1932年，82頁。
(3) 同上書，70頁。
(4) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』424頁。
(5) 田港朝昭「『沖縄県日誌』にみる学務委員について」，沖縄歴史研究会『沖縄歴史研究』第2号，1966年，40頁。
(6) 『鍋島直彬関係文書』，国立国会図書館憲政資料室所蔵。
(7) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』423頁。
(8) 琉球政府『沖縄県史』第11巻，1965年，127頁。
(9) 『沖縄県日誌』1880年6月30日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，165頁。
(10) 『沖縄県日誌』1880年8月5日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，199頁。
(11) 前掲，太田朝敷『沖縄県政五十年』85～86頁。阿波根直誠「教育の諸問題」，沖縄県『沖縄県史』第1巻，1977年，299～300頁。
(12) 前掲『沖縄県史』第11巻，185頁。
(13) 前掲，太田朝敷『沖縄県政五十年』86頁。
(14) 阿波根直誠「初等教育」，琉球政府『沖縄県史』第4巻，1966年，303頁。
(15) 我部政男『明治国家と沖縄』三一書房，1979年，242頁。
(16) もちろん，この方策は一朝一夕に達成できたわけではない。1894年に沖縄を視察した一木喜徳郎も『一木書記官取調書』のなかで，清国に好意を寄せ琉球藩復旧を試みようとする人々がいることを指摘し，「沖縄県士族ノ思想ヲ一変スルハ有力者ノ子弟ニ正則ノ教育ヲ与フルニ如クハナシ」と述べている。琉球政府『沖縄県史』第14巻，1965年，500頁。
(17) 「諸学校従来教授方法概略」，前掲『鍋島直彬関係文書』。
(18) 「沖縄県年報」，『文部省第十一年報』782頁。
(19) 「沖縄県年報」，『文部省第七年報』333頁。
(20) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』421～423頁。
(21) 1886年12月より沖縄尋常中学校に，1887年3月より沖縄県尋常中学校に，1899年4月より沖縄県中学校に，1901年5月より沖縄県立中学校に名称を変更している。「県立中学校沿革」，沖縄教育会『沖縄教育』第31号，1908年9月，27～35頁。
(22) 「首里中学校沿革及現況概略」，大日本教育会『大日本教育会雑誌』第4号，1884年2月，34頁。
(23) 「沖縄県年報」，『文部省第七年報』333頁。
(24) 「沖縄県年報」，『文部省第八年報』422頁。
(25) 「沖縄県年報」，『文部省第九年報』673頁。
(26) 前掲「首里中学校沿革及現況概略」35頁。

(27) 「沖縄県年報」,『文部省第九年報』673頁及び「沖縄県年報」,『文部省第十年報』773頁。

(28) 「沖縄県年報」,『文部省第九年報』673頁。

(29) 「沖縄県年報」,『文部省第十一年報』781頁及び『沖縄県職員録』1884年1，8月,『沖縄県職員録』1885年2月,『沖縄県職員録』1886年5月による。以上の『沖縄県職員録』は国立公文書館所蔵。『沖縄県職員録』1894年10月（国立国会図書館所蔵）に，尋常中学校教諭富永実政（沖縄県，士族）を見つけることができるが，この間に沖縄県尋常中学校に沖縄人教員がいたかどうかは不明である。

(30) 前掲，太田朝敷『沖縄県政五十年』70頁。

(31) 浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究 —— 地方役人層の動向を中心にして ——」,『琉球大学教育学部紀要』第20集第1部，1976年，37頁。

(32) 「沖縄県年報」,『文部省第十年報』773頁。

(33) 『沖縄県日誌』1880年6月12日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，141頁。

(34) 『沖縄県日誌』1880年6月15日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，143頁。

(35) 『沖縄県日誌』1880年8月6日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，199頁。

(36) 『沖縄県日誌』1881年5月19日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，290頁。前掲，太田朝敷『沖縄県政五十年』83頁。沖縄県師範学校『沖縄県師範学校一覧』1901年，124頁。

(37) 「沖縄県年報」,『文部省第八年報』422頁。

(38) 島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』1928年，37頁。

(39) 『沖縄県日誌』1880年6月1日の条，前掲『沖縄県史』第11巻，129頁。

(40) 「沖縄県年報」,『文部省第八年報』421頁。

(41) 「沖縄県年報」,『文部省第十年報』773頁。

(42) 田港朝昭「明治十二年前後の教育政策」，沖縄歴史研究会『沖縄歴史研究』創刊号，1965年，27頁。

(43) 『上杉県令沖縄県巡回日誌』，前掲『沖縄県史』第11巻，23頁。

(44) 同上。

(45) 同上書，52頁。

(46) 同上。

(47) 同上書，56頁。

(48) 高良倉吉『御教条の世界　古典で考える沖縄歴史』ひるぎ社，1982年，10頁。

(49) 『上杉県令沖縄県巡回日誌』，前掲『沖縄県史』第11巻，20頁。

(50) 同上書，8頁。

(51) 野村成泰「中頭郡学事ノ起原及進歩ノ状況」，沖縄県私立教育会『琉球教育』第97号，1904年7月。『琉球教育』復刻版，第10巻，本邦書籍，1980年，369頁。

(52) 『上杉県令沖縄県巡回日誌』，前掲『沖縄県史』第11巻，37頁。

(53) 「沖縄県地方役場吏員更正セサル件」1882年5月29日，沖縄県令上杉茂憲から内務省・大蔵省に参照の為に提出した書類，琉球政府『沖縄県史』第12巻，1966年，805頁。

(54) 尾崎三良『明治十五年　沖縄県巡察使復命書』，我部政男編『明治十五年明治十六年　地方巡察使復命書』上，三一書房，1980年，315頁。

(55) 「沖縄県年報」,『文部省第十年報』775頁。

(56) 「中頭郡初等教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，8頁。

3．沖縄人の就学状況と就学督励の実施

(1) 沖縄人の就学状況

沖縄における1879年～1888年の就学者数及び就学率を〈表2〉に示した。この表から沖縄の就学率について次のことがわかる。第一に，全国平均就学率と比較すると圧倒的に低いこと。とりわけ女子の就学率が低く，1882年まで一人も就学していなかったこと。第二に，低いとはいえ1883～84年を例外として徐々に就学率が上昇していること。

〈表2〉 沖縄における就学者，就学率の変化（1879～1888年）

年	学齢児童数（人）			就学児童数（人）			就学率（%）			
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	沖縄平均	全国平均
1879	27,895	25,312	53,207	2,163	0	2,163	7.75	0	4.07	41.2
1880	32,737	31,458	64,195	459	0	459	1.40	0	0.72	41.1
1881	34,305	32,570	66,875	1,881	0	1,881	5.48	0	2.81	43.0
1882	35,587	34,547	70,134	2,211	8	2,219	6.21	0.02	3.16	48.5
1883	36,741	35,391	72,132	2,044	8	2,052	5.56	0.02	2.84	51.0
1884	38,895	36,425	75,320	1,953	14	1,967	5.02	0.04	2.61	50.8
1885			68,789	2,187	38	2,225			3.23	49.6
1886			71,927	2,928	68	2,996			4.17	46.3
1887			71,138	4,271	553	4,824			6.78	45.0
1888			71,073	4,787	736	5,523			7.77	47.4

〔史料　1879年から1885年は『文部省年報』，1886年は『官報』第1287号（1887年10月11日），1887年は『官報』第1565号（1888年9月14日），1888年は『官報』第1898号（1889年10月25日）。ただし，全国平均就学率は『文部省年報』による。〕

就学率は，就学児童数を学齢児童数で除したものである。

『沖縄県統計書』1883年によれば，1883年は学齢児童数合計72,171人（男女別不明），就学者数男1,676人，女2人，合計1,678人，就学率平均2.33%である。『文部省第十一年報』と相違があるが，その理由は不明である。

先行研究は，沖縄の就学率の「低さ」について以下のように述べてきた。

安里彦紀は，琉球王国の中心地であった首里，那覇では漢学を中心とした従来の教育が盛んであり新しい学校教育を軽侮したため，また農村では学問は士族がするものだという観念が強いうえに重い経済的負担を強要されており子弟の就学は大きな負担だったため，都市部でも農村部でも就学は困難だったとした。さらに，「沖縄の場合は，本土とちがい，国民教育にうつる基礎的条件としての庶民教育が，藩政時代において全然行われていなかったこと，したがって，沖縄の農民は貧困であるとともに，全く無知であった。ために，教育的要求というものを欠いていた」と述べている(1)。安里は，平民は学問をしないという意識を沖縄人が琉球処分以降も連続して持ちつづけていたとしている。しかし，それは沖縄人の「無知」のためなのだろうか。

上沼八郎は，就学拒否の姿勢は近代学校初期の共通現象だが沖縄人の場合はやや屈折した形の拒絶があったとし，上層階級の「儒学への郷愁」と「新学制への拒否反応」，庶民の貧困を就学

拒否の要因としてあげた。そして「近代化のもたらす鮮明なメリットは，まだこの守旧的風土には及んでこない。転換期におけるこうした一般的迷蒙は，沖縄ではことさらに強く現われた」と述べた(2)。上沼は，沖縄が日本の一地方であるということが半ば「常識」となっていた「復帰」運動直後において，その「常識」を認めなかった琉球処分直後の沖縄人の行動を「守旧」，「迷蒙」のためと述べた。けれども琉球処分まで，沖縄は清国と冊封関係を持ち，また薩摩に実質的な支配を受けることにより幕藩体制と結びついていたとはいえ琉球王国を築いており，「幕藩体制のなかの異国」(3)であった。当時清国との冊封関係を維持することは重要だったのであり，その関係を断ち切り沖縄が日本の一地方として専属するという「常識」は成立していなかった。その点を考慮すれば，「新学制への拒否反応」の内実を沖縄人の「守旧」や「迷蒙」と理解することは問題である。

阿波根直誠は，児童が農耕漁業家事労働に従事しなければならず，また父兄も普通教育に対する意識が希薄であったこと，教員が大和人であることなどにより学校に対して「恐怖心」を抱く例があったことを指摘した(4)。また女子の就学者が極端に少なかった事実に注目し，「封建的女性観の存続」と「旧慣温存策に裏付けられた文教政策」という沖縄人の意識の問題と政策遂行の問題との両面の存在を指摘した(5)。

これらは，旧支配階級と被支配階級，都市部と農村部では就学しない理由に違いがあることに注目しており，筆者も沖縄内部の差異に注目する視点には賛成している。

全国平均就学率が学制発布の翌年（1873年）に28％であることからも，沖縄に寺子屋のような庶民の教育機関が存在しなかったことが就学率の「低さ」の一因であることは事実であろう。また子供が労働力として重要だったため就学させられなかったことは全国的に共通しており，沖縄でも就学しない一因となっていることは事実であろう。けれどもこれらの指摘では，就学率の一般的な「低さ」を説明することはできても，他府県と比較したときの就学率の圧倒的な「低さ」を説明できない。したがって沖縄内部の階級差や地域差を超えて，就学しなかった共通要因を見いだすことも必要であろう。

ここで阿波根が指摘した「恐怖心」は沖縄における就学率の「低さ」を解明する重要な要素となるのではないだろうか。阿波根は農村の貧困に原因を求めて沖縄人に「一種の『学校嫌い』の意識」(6)があったと述べているが，この意識ゆえに就学率が圧倒的な「低さ」を示したのではないか。ただし，その意識の由来を農村の貧困に求めるだけでは不十分であろう。沖縄人が学校を忌避したのはなぜかを解明することが必要である。

1886年３月師範学校附属小学校に入学した伊波普猷は「私の親類は自然新しい文明に対して恐怖心を懐くやうになつた。（中略）ずつと後になつて，漸く学校のあることには気がついたが，さういふ所に這入らうといふ気にはなれなかつた」(7)。また1890年に14歳で那覇高等尋常小学校(8)に入学した崎浜秀主は「祖母が頑固（頑固党のこと ―― 筆者）の為め寺子屋式の教育を受け」(9)た。首里や那覇は琉球処分に反対する頑固党が強かった地域であるため，就学を拒否する沖縄人が多かったが，このような姿勢は首里，那覇に限られない。1882年３月本部小学校（沖縄島北部）に入学した上間漁舟は「当時は廃藩置県後日尚ほ浅いので，大和の学問習ふて何の役にも立たぬとか，頑固派と開化派とは何時もにらみ合をして一般人士の動揺は極度に達して居た。為に精神上より進んで入学するものは居なかったと思ふ」(10)と回想している。

これらの回想から，沖縄人が大和による支配を当然の前提とした学校教育を積極的に拒否していたことを読み取ることができる。つまり，労働などのため時間的に，あるいは経済的に就学で

きないことに加えて，就学を拒否する意識を沖縄人の多くが共通して持っていたため，他府県とは比較にならないほど就学者が少なく，就学率も低かったのである。したがって沖縄における就学率の「低さ」は，沖縄における学校の性格の問題としてとらえる必要がある。

このような視点に立つとき，1883年から読谷山小学校に勤務した沖縄人教員松元維栄（那覇出身，士族）による以下の回想は重要である。

> 当時私は結髪大帯で勤務してゐたから，間切の人々は私を呼ぶに主の前小，秀才前，里之子の前といひ，学校を大和屋といつてゐた。前任者は佐賀県吉村喜平次氏であつたからである(11)

これは二つの点で検討する必要がある。

第一は，学校を「大和屋」と呼んだ事実である。「大和」という言葉は，沖縄人が沖縄と対比して異質だという感覚を込めて用いるものであり(12)，学校を「大和屋」と呼んだ事実は，沖縄人が学校を沖縄とは異質な受け入れがたい存在だと認識していたことを示している。異質の内実としては，学校教員の大多数が大和人であり，彼らが村でごく限られた断髪でしかも洋装あるいは和装をしていたこと，さらに学校で使用する言語が「標準語」であったことがあげられる。沖縄人は大和人を「官吏と云ひ教員と云ひ何にか政治上の探偵者なりと疑念を抱く傾向」(13)があったので，大和人が沖縄人の使わない「標準語」を用いて教育を行なうことは，沖縄人にとって特別な想像できないことであった。「父兄等は子弟を就学せしめなは，将来他府県に連れ行かれ或は兵士となりて再び来らさるものゝ如く思意し入学を拒む」(14)つまり，沖縄人が学校を大和へ連れていく準備機関と直感し，就学を拒否したのも不思議ではない。学校は沖縄社会において大和そのものであった。

第二は，学校教員を「主の前小，秀才前，里之子の前」と呼んだ事実である。「主の前小，秀才前，里之子の前」は，琉球王国の役人の名称である。このことは，学校教員を役人と見ていたことを示している。松元の絞めていた大帯は，琉球王国時代の士族，役人の正装であったから，松元の服装は役人であるかのように見えただろう。しかしそれだけではない。

琉球王国時代，「旧学校」の学生は将来役人になる人々であり，また教鞭を執るのは士族であった。「旧学校」は治安や風俗の取締りを行なうなど，地域行政機関としての性格を持っていた(15)。沖縄人が学校教員を琉球王国時代の役人の名称で呼んだ事実は，学校教員を役人とみなし，琉球王国時代から学校が持っていた地域行政機関としての性格を沖縄人が連続的に認識していたことを示している。そしてこの認識は，1882年頃中頭で学校教員の宿を「御奉行宿」と呼んだという回想や(16)，1912年頃でも具志川で小学校を「村屋」という琉球王府がムラに設置した役所の名称で呼んでいたという回想(17)からもうかがえる。

つまり沖縄人は，学校を大和化の中心機関であり，また統治を遂行するための治安対策をも兼ねた大和による沖縄統治の拠点であるととらえていたからこそ，積極的に就学を拒否したのである。そしてこのような学校認識ゆえ，沖縄人には女子は就学しないものという従来からの意識をあえて変えるだけの必要性がなかった。

ただし，これだけでは琉球処分直後の沖縄人の就学意識についての検討は不十分である。

大宜味間切（沖縄県北部）平民，平良新吉は，師範学校の開校を知り大宜味番所の仲介により入学を志願した(18)。多くの沖縄人が就学を拒否していた一方で，積極的に就学しようとした沖

縄人がいたことも事実である。このような就学をめぐる沖縄人の意識は，琉球処分に賛成する「開化党」と反対する「頑固党」の争いを反映していた。

しかし，積極的に就学しようとした沖縄人はごく少数であった。首里では日清戦争前後まで「小学校への入学は寧ろ当局者の勧説に基く有難い迷惑事と一般に看做して居つた」(19)。また1888年3月に開校した渡名喜小学校（渡名喜島）では「創立ノ際ハ入学志願者ナキ」(20)状態であった。このように志願して就学するものはごく少数であったので，沖縄県庁は学校に沖縄人児童を集めるため就学督励を展開する必要があった。

(2) 沖縄人への就学督励

就学督励を実行したのは役場吏員や学校教員であった(21)。以下に掲げる国頭での就学督励は典型的な方法である。

一．強制的賦課法
　い．間切は各村（今の字）の戸数に準し案分率に依りて生徒数を賦課す
　　其一．此の賦課教（数――筆者）を受けたる村は村内の貧富を考査して多くは富者の子弟をして就学せしむ
　　其二．村民集会の上抽籤法に依り当籤者をして就学せしむ
　ろ．間切は各村の札頭に依り生徒数を賦課募集せり
二．勧誘的補助法
　一人に付一ケ年米一斗五升乃至一石五斗若くは一人に付一ケ年金壹円乃至拾円を補助し又は書籍文具を貸与せり
三．勧誘的特待法
　生徒たる間は一般に夫役及ひ公費を免除し又或る一部に於ては生徒各自に学年に応し勤星を付与し修業若くは卒業の上は文筆者掟役等の資格を授与することをなしたり(22)

この就学督励は以下の諸点に特徴がある。

第一に何らかの補助を特典として準備したことである。多くの沖縄人が就学を拒否していたことに対抗して就学者を集めるためには，何らかの特典が必要であった。

前述した上間漁舟によれば，本部小学校は開校時（1882年）の生徒を「人口の多少に比例して就学せしめた」。そして彼は「最初の二年間は村からは金五円宛米二俵宛の給与まで恵まれたので，外に又間均（切――筆者）（今の村役場）の文子（今の村書記）同様に一月四つ宛勤功星も与へられ，後に筑登之の位階を受け」(23)た。この回想から強制的に賦課した就学者に対して，補助や特別待遇を与え就学を督励していたことが確認できる。そして，これは国頭に限られない全県的な方法であった。中頭でも「生徒一名に付き俵一俵乃至三俵の月手当を給し学用品は一切貸与」(24)して就学督励を行なっていた。

第二にごく限られた少人数の就学を意図していることである。多くの就学者があった場合には補助に多額を要し，この就学督励方法が実行できないためである。少人数の就学を意図していることは，「学事奨励に関する被仰出書」(1872年8月2日，太政官布告第214号）に見られるような，まがりなりにも「国民皆学」を目指す政策とは著しく趣を異にしている。この点は多くの就学者を見込めないという沖縄県庁の現状認識を反映していた。沖縄人が就学を拒否する姿勢をとって

いたため，埼玉県で行なっていたような警察権力を用いてすべての学齢児童を就学させようとする強制的な方法や，愛媛県で行なっていたような村ぐるみの就学督励体制を作る(25)ことは不可能であった。

第三に「勧誘的特待法」は対象が地方役人となることを前提としていることから，ごく少数の就学督励の主対象は地方役人層の子弟にあることである(26)。

上杉県令の発言からも就学督励の主対象が地方役人層にあることは確認できる。上杉は巡回した北谷番所（沖縄島中部）において「汝役々率先シテ，子弟ヲ入学セシムヘシ」(27)と述べ，地方役人層に注目した就学督励を行なっている。けれどもこの就学督励は「従来，筆算稽古所へ通うべき地方役人層の子弟を新教育へ転じさせる意向であったといって良いであろう。このことは，彼（上杉県令――筆者）の限界性ともいいうるが，やはり当時の一般農民における教育の必要性の欠如，歴史的社会的状況いわば，内からの教育の欲求の生じていない一般農民の状況を変更することなく，つまり旧慣温存でやっていこうとするところからくる必然的結果でもあった」(28)と評価してよいだろうか。

この就学督励は，まず地域のリーダーたる地方役人層が就学し一般沖縄人に「模範」を示すことによって，一般沖縄人に対する就学奨励とする意義があった。上杉県令は国頭番所において，「村々ヲ奨励スルニハ，汝等（村吏――筆者）先ツ子弟ヲ就学セシメヨ」(29)と述べており，ただ地方役人層だけを就学させればよいのではなく，沖縄人に「不学ノ徒ナカラシメ」(30)る第一歩としての意味を持っていた。

さらに地方役人層に就学督励を行なうことは統治上の意味も持っていた。前述のように日本政府は地方役人に対して琉球藩時代と変わらず勤務するように命じていたので，沖縄統治のためには地方役人層の協力を得ることが必要不可欠であった。ところが沖縄県庁はなかなか協力を得られなかったから，実際の沖縄統治にあたる沖縄人を組織しなければならなかった。その一環として学校に就学すればより高い階層の役人になる資格を与えるという特典を準備することにより，地方役人層の子弟の就学促進を図った。沖縄県庁にとって，地方役人層の子弟を就学させることは，琉球処分に反対する地方役人層の運動を抑えることとあわせて，実際に沖縄統治の任務にあたる沖縄人を再編するという意義があった。つまり，地方役人層に対する就学督励は琉球処分反対運動を抑える治安対策であり，また沖縄統治を円滑に遂行するための統治政策の一環でもあった。このように，地方役人層を主対象に就学督励を行なうことには教育上，統治上の積極的意味があった。

そしてこのことからすれば，沖縄県庁は沖縄従来の慣習を変え，沖縄人にさらなる抵抗を受ける危険を冒してまで女子の就学を督励する必要性がなかった。とりあえず女子が就学しなくてもよいという意識は，督励する側と督励される側とで一致していた。〈表2〉に見られるように，女子の就学は1887年頃から増加している。女子就学者の増加は，1891年首里尋常小学校女子部に入学した安村つるが「入学制度とでも申しませうか，官職にある家から必ず一人は学校へ出させるやうにと当局からの命令に依って出たものでした。私もその時分は父が首里郵便局長でありましたゝめに始めは妹を学校へ出すやうに通知が来ましたが，妹はこわがって中々出ませんので私が代りに出校することになりました」(31)と回想しているように，地方役人層の子女を強制的に就学させたためだった。

さて，地方役人層の子弟の多くは特典を準備されてもなかなか就学しなかった。前述のように就学を督励される側が「有難い迷惑事」と感じていただけでない。1881年中頭小学校の教員となっ

た野村成泰は「毎年春秋ノ学期試験後最モ少数ノ生徒ヲ募集スルニ困難ヲ極メタル」(32)と，また1884年に勝連小学校（沖縄島中部）の教員となった平田紘之丞も「生徒募集法は戸数及人口等に比例して各村に其人員を配当し種々様々の方法を設けて（大概は手当とし生徒一人一年に麦一俵乃至二俵位を給与せり）説諭勧誘すと雖とも容易に応せず」(33)と，就学を督励した人々が特典を準備しても沖縄人が就学しようとしなかったことを回想している。

このことは，数量的に以下のように検討できる。就学督励の主対象であった地方役人層の子弟は，「旧学校」をそのまま公立小学と認定した1879年の公立小学生徒数約5000人(34)とほぼ等しいと推定できる(35)。彼らだけを就学率の母数すなわち学齢児童数とし，少数ながら存在したであろう一般平民の就学を皆無と仮定すれば，地方役人層の子弟に限定した就学率の上限を算出することが可能であろう。この値は1880年で約10％，就学者数が一旦ピークとなる1882年でも約45％にしかならない。それまで就学していた階層ですら，少数の沖縄人が就学したのだった。

沖縄における就学状態の特徴として以下の諸点を指摘できる。

第一に年齢の幅が大きく，青年の小学校への就学も多かったことである。島尻では「年齢も一定の標準に拠る能はず。或は十五六歳の少年あり，或は二十四五歳の青年あり」(36)という状況であった。1887年に久茂地小学校（那覇）に13歳で入学した照屋宏は，「数え年十三と云へば今日では，中等学校に入る年輩であるから至つて晩学の感があるが，当時私などは寧ろ年少者の部類で遥かに年とつた人が多かつた」(37)と回想している。教員はこの年齢差ゆえ苦労することも多かった。野村成泰は1882年に与那城小学校（沖縄島中部）に赴任し，「年長者は二十三四歳以下二十歳十四五歳位のものにて至極不揃の生徒なり。之を一組となし教則に依り初めて同一の学科を教授したるに，忽ち学力の階級区々となり個人的教授の有様となりて，一教師にして数級を教授するは旧藩時代の寺子屋風の感を起こした」(38)と回想している。この状態は，年齢を一定して就学督励を行なうことが困難であったことを示しているけれども，治安対策の観点から地方役人層の子弟を就学させた政策効果をそこなうものではなかった。

第二に欠席率の高さである。1879年から1888年までの沖縄における出席率と全国平均出席率を〈表3〉に掲げた。この表から沖縄における出席率は，1885年と1888年を例外として全国平均と比較すると若干低いことがわかる。いいかえれば就学率の「低さ」以上に実際の就学率は低かったのである。さらに出席したとしても，「当時の生徒たるもの皆勧誘奨励の結果強いられて入学したもののみ。故に学校より帰れは，旧藩制の学を修め普通学を嫌忌する有様」(39)であった。このように沖縄人なかでも旧支配階級の子弟は，特典を伴った執拗な就学督励の結果，消極的に就学した。

浅野誠・佐久川紀成は，地方役人層は役人となるために教育を受けるという教育観を持っていたがゆえに，就学督励に対して「積極的な協力としてでなく，その地位を守る為おのずから従わざるを得なかった」(40)と述べている。この指摘は，基本的には的を射ているだろう。しかし同時に，就学すれば上の官職に就ける特典があることにより，やがて就学することに自らの立身出世という積極的意義を地方役人層が見いだしていったのではないだろうか。前述した上間漁舟は「筑登之の位階を受けて銀製の簪を詰髪せし頭上に戴く事の光栄を得たのは，私の一身に関しては，無上の欣幸であつた」(41)と回想している。また金武（沖縄島北部）においては，小学校の「卒業生が学業の成果を生かして各役所に就職し，これまでの鍬や鎌を筆とソロバンに持ちかえて，役人として敬われるようになると，自然に就学率が増加した」(42)。このように，地方役人層は地位を守るために止むを得ず就学するという意識の一方で，将来のために進んで就学するという意識

〈表3〉　沖縄における小学校生徒の出席率

(1879年～1888年)

年	在籍生徒数（人）	平均出席生徒数（人）	出席率（%）	全国平均出席率（%）
1879年	5,295	不　明		78.4
1880年	661	450	68.1	70.5
1881年	1,056	634	60.0	64.7
1882年	2,564	1,653	64.5	64.9
1883年	2,682	1,519	56.6	65.0
1884年	2,835	1,767	62.3	65.8
1885年	3,202	2,104	65.7	63.2
1886年	4,140	2,554	61.7	65.2
1887年	5,927	3,937	66.4	67.2
1888年	7,033	5,182	73.7	67.9

〔史料　『文部省年報』。〕
出席率は平均出席生徒数を在籍生徒数で除したものである。
なお在籍生徒数には，6歳以下及び14歳以上の学齢外就学者をも含んでいる。そのため，学齢就学者に限定した出席率は，この数値とは変動するはずだが，その数字を明らかにする史料は管見の限りない。

も持ちはじめるようになっていった。

間切内の階層対立は，地方役人層がこのような意識を持つ重要な誘因であっただろう。元来首里や那覇の士族であったが農村に移住し屋取と呼ばれる部落を形成して生活していた居住人たちが，従来免除されていた公費を1887年から負担することになった(43)。これは，居住人をムラ・間切の財政に組み込むものであった。翌1888年に設立された予算を決定する予算協議会に居住人が総代として出席することは，彼らをムラ・間切の構成員として追認するものであった。ここに至り，地方役人層とムラ・間切の外部に存在していた居住人との間に，自らの地位をめぐる対立が生じ，官吏や教員への道を開いていた学校への就学を促進したのではないだろうか。一般平民の就学はさらにこれを助長したであろう。

就学者数が増加したため，沖縄県庁は就学への特典を行なうという就学督励を困難かつ不要とした。中頭では1888年から，国頭では1889年から廃止している(44)。この特典廃止を境に，地方役人層を主対象とする少人数への就学督励から，より多くの沖縄人への就学督励へと趣を変えていった。

(3)　中頭小学校開校時の就学者

中頭小学校は，1881年4月宜野湾間切普天間村にある神宮寺の一部を借り受けて開校した。中頭における学校設置の嚆矢である。翌1882年4月になって中頭の11間切すべてに小学校を各一校ずつ設置したため，中頭小学校は一年かぎりで閉校した。この一年間を担当した教員が野村成泰である。この中頭小学校については，実際にどのような人々がどのようにして就学したのかについて，野村成泰が『琉球教育』第97号に寄稿した「中頭郡学事ノ起原及進歩ノ状況」により確認できる。

野村によれば，中頭小学校の就学者21名は全員卒業後，師範学校に入学した。その後の進路を基準に21名を3つのグループに分けることができる。第一は，師範学校を卒業し訓導となった3名のグループである。ここに農事試験場に勤務した1名を含むこともできよう。第二は，師範学校在学中に補助教員となり，後に訓導となった5名のグループである。第三は，師範学校を中退し実業に従事した12名のグループである。野村の掲げた生徒名簿を，この順序により整理したものが〈表4〉である(45)。

中頭小学校の就学督励の特徴は以下の諸点である。

第一に間切に対する強制的な賦課を行ない，就学者に対して補助を与えていたことである。「生徒ハ十一間切ヨリ二名或ハ三名文子中ヨリ選抜シテ，年齢十四五才以上二十四五才ノモノ二十一名入学ス。同生ハ月手当金参円ヅヽ間切ヨリ給与セラレ」たのである。

第二に師範学校卒業後，出身間切の教員とする意図を持って就学督励を行なったことである。「二十一名ノ生徒ハ悉ク師範学校へ入学セシメ，速成科卒業ノ後ニハ各間切学校ニ配当」したのである。これは，中頭小学校の設立の意味と関係がある。「愛野中頭役所長ハ先ヅ郡内ニ一ケ所小学校ヲ設ケ其模範ヲ示シ，時機ヲ待テ各間切ニ設置セシムルノ計画」を持っていた。21名の就学者は，各間切に普通教育の「模範」を示す役割を期待されていた。のちに「師範学校速成科ヲ卒業シ間切ニ補助員トナリタル人々ハ，主席ノ教員ヲ助ケ生徒ノ勧誘ニハ大ニ尽力」，つまり大和人教員と沖縄人の間に立って，就学督励に重要な役割を果たしたという。しかし，21名中12名が師範学校を中途退学し実業に従事したのであり，この意図は完全には達成できていない。

第三に21名中20名と圧倒的多数を平民が占めていたことである。前述のように生徒は文子であった。文子は間切内に住み番所に関する庶務を行ない免税の特権を持っており(46)，平民層に属しながら，農民を直接指導する階層の人々であった。つまり，支配階級上層の士族からではなく，主として支配階級の末端から就学者が出ている。

このことには次のような意味があるだろう。まず士族層は琉球処分への抵抗からほとんど就学しようとしなかったから，沖縄県庁が就学督励を行なう対象として平民層の文子を選んだ。このことから当然，間切内の士族の比率と就学率は相関関係を持たない(47)。次に少なくとも結果的には，就学者の一部は役場吏員や教員などになっている。これは，琉球処分直後の沖縄において，地方役人層を含む平民層や居住人に階層上昇の可能性を与えるものでもあった。そのため，支配階級末端の地方役人層は強制された一方で，やがて新たな統治機構のもとで立身出世をめざす意識を持つようになったのではないだろうか。こうして実際の沖縄統治の第一線に従う地方役人層の再編を学校を軸として進めていくのである。

〈表4〉　中頭小学校開校時の就学者

間切村	氏名	族籍	卒業後状況
読谷山間切楚辺村	桑江　好孝	士族	師範学校中等科卒業シ訓導トナリ，中頭郡西原尋常高等小学校長トナリ，先年台湾ニ渡リテ同島公立学校ニ現時奉職中ナリ。
具志川間切具志川村	義田　善永	平民	師範学校初等科卒業シ訓導トナリ，現今中頭郡具志川尋常高等小学校ニ奉職中ナリ。
中城間切比嘉村	喜屋武英守	平民	師範学校初等科卒業シ訓導トナリ，先年迄中城尋常高等小学校ヘ奉職中ノ処病気ノ為メ恩給ヲ受ケ退職シ，現今実業ニ従事ス。
具志川間切天願村	神村　吉郎	平民	師範学校初等科卒業シ後大学校ニ入リテ乙科卒業，現今中頭郡農事試験場ニ奉職中ナリ。
読谷山間切楚辺村	池原　新吾	平民	師範学校ヲ出テ補助員トナリ，後チ訓導トナリ，現今中頭郡古堅尋常小学校ニ奉職中ナリ。
中城間切喜舎場村	比喜　昌輝	平民	師範学校ヲ出テ補助員トナリ，後チ訓導トナリ，中頭郡中城尋常高等小学校ニ奉職シ，後粟国島学校ニ奉職ノ処辞シテ，現今中頭郡喜舎場尋常小学校学務委員奉職中ナリ。
北谷間切北谷村	仲村渠高道	平民	師範学校ヲ出テ補助員トナリ，後チ訓導トナリ，中頭郡北谷尋常高等小学校ニ奉職シ，同職ヲシテ，現今北谷間切長奉職中ナリ。
美里間切西原村	比嘉長太郎	平民	師範学校ヲ出テ補助員トナリ，美里尋常高等小学校ニ奉職シ，後チ准訓導トナリ，同校ニ奉職中，客年美里間切役場書記ニ転勤シ，現今同役場ニ務ム。
勝連間切南風原村	仲本　益郎	平民	師範学校ヨリ出テ補助員トナリ，後チ准訓導トナリテ中頭郡与勝尋常高等小学校ニ奉職ノ処，同職ヲ辞シテ，現今勝連間切役場書記奉職中ナリ。
中城間切添石村	屋宜　建任	平民	師範学校ヨリ退学シ実業ニ従事ス。現今迄村頭ヲ務メタリ。
美里間切西原村	平良　松一	平民	師範学校ヨリ退学シテ，後チ村頭ヲ勤メ，現今実業ニ従事ス。
勝連間切南風原村	兼元　蒲吉	平民	師範学校ヨリ退校シテ，後チ間切吏員トナリ，現今実業ニ従事ス。
北谷間切伝道村	伊礼　仁助	平民	師範学校ヨリ退学シテ，現今実業ニ従事ス。
北谷間切屋良村	宮城良之助	平民	師範学校ヨリ退学シテ，現今実業ニ従事ス。
与那城間切与那城村	宮城　樽	平民	師範学校ヨリ退校シ，実業ニ従事ス。
西原間切小波津村	呉屋　仁栄	平民	師範学校ヨリ退校シ，現今実業ニ従事ス。
西原間切小那覇村	大城　蒲	平民	師範学校ヨリ退校シ，現今実業ニ従事ス。
与那城間切平安座村	松田　蒲太	平民	師範学校ヨリ退校シ，後チ死亡ス。
西原間切平良村	金城　盛順	平民	師範学校ヨリ退校シテ，後チ死亡ス。
越来間切上池村	比嘉　恒一	平民	師範学校ヨリ退学シ，後チ死亡ス。
越来間切胡屋村	伊礼　万八	平民	師範学校ヨリ退学シ，後チ死亡ス。

〔史料　野村成泰「中頭郡学事ノ起原及進歩ノ状況」，沖縄県私立教育会『琉球教育』第97号，1904年7月。『琉球教育』復刻版，第10巻，本邦書籍，1980年，371～372頁。〕

桑江好孝，義田善永，喜屋武英守については，沖縄県師範学校『沖縄師範学校一覧』1901年により，師範学校を卒業したことを確認できる。(卒業年及び課程は，順に，1887年中等科，1886年初等科，1884年初等科である。) しかし，神村吉郎については確認できなかった。

——注——

(1) 安里彦紀『沖縄の近代教育』亜紀書房，1973年，132～133頁。

(2) 上沼八郎「沖縄教育史 —— 独自性の確認過程 ——」，梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系』第3巻，講談社，1976年，276～277頁。

(3) 高良倉吉『琉球王国』岩波書店，1993年，176頁。

(4) 阿波根直誠「教育の諸問題」，沖縄県『沖縄県史』第1巻，1977年，303～305頁。

(5) 阿波根直誠「沖縄における教育意識の変遷についての試論的研究 —— 1870年代から1890年代における教育意識の史的分析 ——」，『琉球大学教育学部紀要』第23集第1部，258頁。

(6) 同上，256頁。

(7) 伊波普猷「私の子供時分」，沖縄県師範学校附属小学校『龍文　創立四十周年記念』1921年，36頁。

(8) 1896年4月に那覇尋常高等小学校と改称するまでの間（1888年6月から1896年3月まで），那覇高等尋常小学校と称した。島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』1928年，15頁及び33頁。

(9) 崎浜秀主「回顧四十年」，前掲，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』81頁。

(10) 上間漁舟「母校創立五十周年記念に就いての感想」，本部尋常高等小学校『創立五十周年記念誌』1935年，33頁。

(11) 松元維栄「余が回顧」，沖縄教育会『沖縄教育』第31号，1908年9月，85頁。

(12) 太田良博「大和世」「大和人」，沖縄県『沖縄県史』別巻，1977年，546～548頁。

(13) 野村成泰「余が赴任当時の状況」，前掲『沖縄教育』第31号，82頁。

(14) 「中頭郡初等教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，8頁。

(15) 前掲，島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」5頁。比嘉春潮『沖縄の歴史』1965年，『比嘉春潮全集』第1巻，沖縄タイムス社，1971年，298頁。浅野誠『沖縄県の教育史』思文閣，1991年，113～123頁。

(16) 島袋全栄「余が赴任当時の状況」，前掲『沖縄教育』第31号，87頁。

(17) 兼城賢松『沖縄教師の祈りとどけ』講談社，1973年，10頁。

(18) 『沖縄県日誌』1880年5月17日の条，琉球政府『沖縄県史』第11巻，1965年，113頁。

(19) 神山政良「私の附属時代」，前掲，沖縄県師範学校附属小学校『龍文　創立四十周年記念』50頁。

(20) 渡名喜小学校『沿革誌』，沖縄県立図書館史料編集室所蔵（複製本）。

(21) 田港朝昭「『沖縄県日誌』にみる学務委員について」，沖縄歴史研究会『沖縄歴史研究』第2号，1966年，40頁。浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究 —— 地方役人層の動向を中心にして ——」，『琉球大学教育学部紀要』第20集第1部，1976年，41頁。

(22) 「国頭郡初等教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，13頁。

(23) 前掲，上間漁舟「母校創立五十周年記念に就いての感想」34頁。

(24) 前掲「中頭郡初等教育沿革」8頁。

(25) 佐藤秀夫「児童の就学」，国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第3巻，教育研究振興会，1974年，600～602頁。

(26) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」39頁。

(27) 『上杉県令沖縄県巡回日誌』，前掲『沖縄県史』第11巻，54頁。

(28) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」39頁。

(29) 『上杉県令沖縄県巡回日誌』，前掲『沖縄県史』第11巻，34頁。

(30) 同上書，18頁。
(31) 安村つる「思ひ出」，首里第二尋常高等小学校『創立五十周年記念誌』1937年，65頁。
(32) 野村成泰「中頭郡学事ノ起原及進歩ノ状況」，沖縄県私立教育会『琉球教育』第97号，1904年7月。『琉球教育』復刻版，第10巻，本邦書籍，1980年，373頁。
(33) 平田紘之丞「本県へ赴任当時の実験談」，前掲『沖縄教育』第31号，88頁。
(34) 「沖縄県年報」，『文部省第七年報』336頁。
(35) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」39頁。
(36) 「島尻郡初等教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，5頁。
(37) 照屋宏「四十年前の回顧」，前掲，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』69頁。
(38) 前掲，野村成泰「余が赴任当時の状況」82頁。
(39) 「首里区初等教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，3頁。
(40) 前掲，浅野誠・佐久川紀成「沖縄における置県直後の小学校設立普及に関する研究」40～41頁。
(41) 前掲，上間漁舟「母校創立五十周年記念に就いての感想」34頁。
(42) 金武町誌編纂委員会『金武町誌』金武町役場，1983年，273頁。
(43) 前掲，比嘉春潮『沖縄の歴史』，前掲『比嘉春潮全集』第1巻，427～429頁。
(44) 前掲「中頭郡初等教育沿革」8頁，前掲「国頭郡初等教育沿革」14頁。
(45) この史料に注目した論文に曽根信一「沖縄の中での読谷山の学校史（明治時代）」，『読谷村立歴史民俗資料館紀要』第7号，1983年，5～6頁がある。しかし曽根は野村の文章の一部と表を掲げるのみで，それに関する分析は行なっていない。
(46) 嘉手納宗徳「文子」，前掲『沖縄県史』別巻，379～380頁。
(47) 新垣浩「近代普通教育黎明期の小学校就学状況」，浦添市史編集委員会編『浦添市史』別巻，浦添市教育委員会，1990年，76～78頁。

4.「大和屋」としての学校

(1)「会話」科と『沖縄対話』

琉球処分直後の沖縄における教育課程の特徴は，「会話」科の特設である。この「会話」科は小学校令（1886年4月10日，勅令第14号）に準拠すべく小学校教則を改正した1888年まで存続した(1)。教育課程における「会話」科の意味を検討するために，1880年時点の科目構成を〈表5〉として掲げた。

この後，沖縄県庁は小学校の教育課程を変更している。1881年9月6日に「小学校教則綱領」（1881年5月4日，文部省達第12号）に基づいた案を文部卿に提出し(2)，その認可を受けた小学校教則を1882年11月から施行した(3)。これによれば，小学校初等科は3年課程で修身，読書，習字，算術の初歩，会話，体操であり，小学校中等科は3年課程で修身，読書，習字，算術の初歩，体操，地理，歴史，図画，博物，物理の初歩という科目構成であった(4)。

師範学校予備門や中学校において「会話」科は筆頭科目であった。また小学校においては「小学校教則綱領」第2条，第3条の指示した科目をすべて含んだうえで，「学制」（1872年8月3日，文部省布達第13号別冊）には規定されていたが「教育令」（1879年9月29日，太政官布告第40号）以降廃止になった「会話」科を特設していた。つまり，どの教育階梯においても「会話」科は教育課程において特別な位置を占めていた。

〈表５〉　沖縄における教育課程（1880年）

学校種別	課程・修業年限	科　目　名
師範学校	予備門，３ケ月	会話，読法，算術
	速成科，１年半	文学，地学，史学，修身学，物理学，数学，小学授業法，体操
	本科，２年	
中学校	３年	会話，読法，作文，算術，修身，地理，歴史，物理，生理
小学校	４年（島尻）	修身，読書，作文，習字，算術，地理，歴史，会話
	６年（首里）	修身，読書，作文，習字，算術，地理，歴史，物理，会話

〔史料　「沖縄県年報」，『文部省第八年報』421～422頁。〕
師範学校予備門は，師範学校本科あるいは速成科へ入るための準備を行なう課程である。

〈図〉『沖縄対話』下巻、第七章第二回の一部

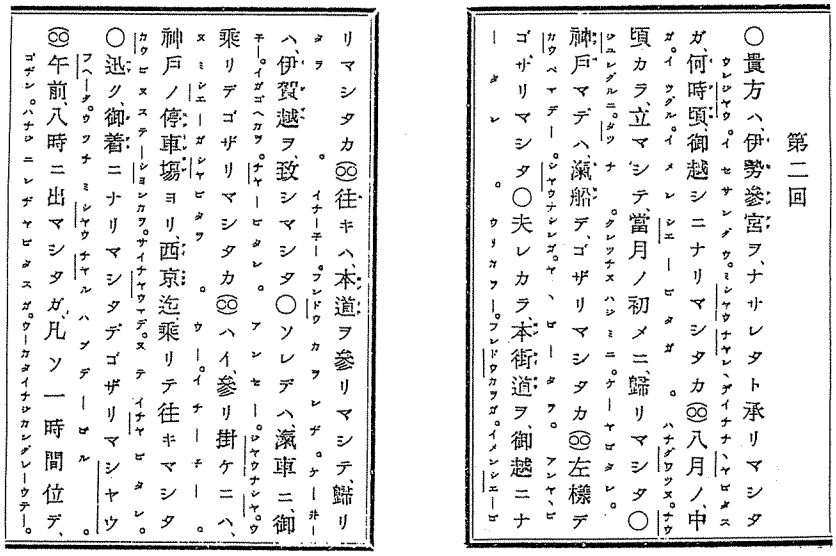

第二回

○貴方ヘ伊勢參宮ヲ、ナサレタト承リマシタガ、何時頃御越シニナリマシタカ◎八月ノ、中頃カラ、立マシテ、當月ノ初メニ、歸リマシタ○神戸マデハ、濱船デ、ゴザリマシタカ◎左樣デゴザリマシタ○夫レカラ、本街道ヲ御越ニナリマシタカ◎往キハ、本道ヲ參リマシテ、歸リヘ、伊賀越ヲ致シマシタ○ソレデハ、濱車ニ、御乘リデゴザリマシタカ◎ハイ、參リ掛ケニハ、神戸ノ停車場ヨリ、西京迄、乘リテ往キマシタ○迅ク、御着ニナリマシタデゴザリマシャウ◎午前、八時ニ出マシタガ、凡ソ一時間位デ、

〔出典『沖縄対話』復刻版，国書刊行会，1975年，144～145頁。〕

「会話」科は「先生が普通語で聞かれては私共は一斉に方言で答へ，又先生が方言で聞かれては普通語で答へました」[5]というように，沖縄口を使いながら「標準語」を教え込む科目であった。「会話」科が教育課程において重要であったことは，言語風俗の大和化を教育目標としていたことからすれば当然であった。そして沖縄口の話せない大和人が教員の多くを占めていたため，授業を成立させるためにも「会話」科は必要不可欠であった。

「会話」科の教科書が『沖縄対話』である[6]。『沖縄対話』は，沖縄県学務課が編纂し，会話伝習所で使用していた上下２巻本であり，1880年４月に出版届けを出し，同年12月に出版した。

『沖縄対話』は全八章からなり，第一章から順に名詞ノ部，四季ノ部，学校ノ部，農ノ部（以上，上巻），商ノ部，遊興ノ部，旅行ノ部，雑話ノ部（以上，下巻）である。名詞を列挙している第一章以外は，どの章も二人の会話で成り立っている。第七章旅行ノ部，第二回は〈図〉のように始まっている。

このように，大きく「標準語」が書かれ，その横に小さめに沖縄口がそえてある。たしかに沖縄口も書かれているけれども字の大きさが示しているように，『沖縄対話』ではあくまでも「標準語」が主で，沖縄口は従であった(7)。この関係は授業において端的に示されている。大和人教員であった野村成泰は，1881年の中頭小学校開校当初のことを次のように回想している。

> 幼年生児童同様ノ取扱ヲナシ発音ヨリ正シ，注入的教授ニシテ最モ急進主義ヲ取ル。然レドモ師弟ノ間双方言語ノ不通ニ苦ミ，言フモノ聞クモノ其意義ヲ解セズ。殊ニ年長生ナル故記臆力少ナク学術進歩ノ状一層遅鈍ナルヲ覚ヘタリ。斯ク進歩ノ遅キハ畢竟言語ノ不通ニ原因スト思ヒ，本県学務課編纂ノ沖縄対話ヲ暗誦的ニ教ヘ込ミ，課業外ニモ専心練習セシメタルニ漸次練習ヲ積ミ，師弟ノ間言フ事聞ク事差支ヘザルニ至ル(8)

「標準語」を解しない沖縄人生徒と，沖縄口を解しない大和人教員が互いに会話できない状況を，野村は沖縄人生徒に「標準語」を「暗誦的ニ教ヘ込」むことにより解決することを意図したのである。沖縄口を使用して「標準語」を教えてはいるものの，沖縄口は「標準語」を教え込む手段でしかなかった。大和人教員が沖縄口を覚えるのではなく，沖縄人生徒が一方的に「標準語」を覚えなければならなかった点に「会話」科の特徴がある(9)。

この特徴は，1894年に沖縄を視察した一木喜徳郎による「言語ハ大和語ニ通スル者ハ官吏教員地役人ノ一小部分学校生徒等ニ過キス。其他沖縄人ハ大和語ヲ習ハントスルノ気力ナク，内地人却テ沖縄語ヲ学ヒ実際ニ差支ナキコトヲ務ムルノ実況」(10)という指摘と比較するとき，沖縄において学校が占めた特別な位置を示している。

沖縄人が「標準語」を解さないため，大和人官吏が沖縄口を話さなければ租税の徴収などの職務を遂行できず，大和人官吏が「沖縄語ヲ学」ばなければならなかった。けれども学校では，大和人教員が沖縄口を覚え，それによって授業を行なうことはなく，生徒が一方的に「標準語」を理解しなければならなかった。つまり沖縄において学校は特別な言語空間であった。ここに，学校教育によって沖縄人に一方的に大和化を強いるという言語風俗の同化の方法と特徴を示していた。

さて『沖縄対話』の記述について，『沖縄対話』で「標準語」を学んだ太田朝敷は「四角張つた対話」(11)と，また阿波根直誠は「庶民間の横の関係というより，役人庶民といった縦の関係において使用されるような言辞が多く配されている」(12)と述べている。これらの指摘は当を得ているが抽象的である。少しく具体的に述べれば『沖縄対話』の特徴は以下の諸点にある。

第一に，〈図〉に見られるように，文体が敬体であることである。これは，近くに住む沖縄人農民同士という設定と考えられる第四章農ノ部とて「田畑ノ，作リ物ガ，見事デゴザリマスガ，当年ハ，豊作デ，ゴザリマショウ」(第四章第一回)のように例外ではない。沖縄人農民同士であっても敬体を用いていることが，『沖縄対話』によって「標準語」を学んだ太田に「四角張つた対話」という印象を刻みこんだのだろう。太田随軒が1873年に刊行した，学制期における「会話」科の代表的な教科書であった『会話篇』(13)が常体であったことと比較すると，『沖縄対話』の重要な特徴である。

この特徴は，沖縄人は沖縄口で話すのが当然であり，沖縄人が「標準語」で話すときは大和人——官吏，教員，寄留商人など——との会話に限られていたことに由来している。少なくとも大和人の論理としては沖縄人が大和人に対する敬語を用いた「標準語」を使用すべきだと考えて

いたため，縦の関係で用いるような言葉が多くなっているのである。

第二に，単語が大和の「文明」を示すものとなっていることである。『沖縄対話』は〈図〉に見られる「汽車」のほか，「避雷柱」（第二章第二回），「望遠鏡」，「測量術」（ともに第三章第五回），「電信機」（第三章第七回）など沖縄人の生活とは縁遠かった大和がもたらす「進んだ」「文明」を示していた。

つまり，学校教育において「標準語」を教え込むための科目として「会話」科が重要であっただけではない。言語を同一化することはそのことにとどまらず，大和人が沖縄人を支配するという関係，さらに「進んだ」大和と「遅れた」沖縄という関係を教えることと一体であった。この点にこそ大和化の本質があった。

(2) 風俗の大和化

① 「学校名」

1897年に金武尋常高等小学校（沖縄島北部）に入学した与那城正一は，「私が入学当時一番不思議に思つたのは学校に来て始めて学籍簿より姓名を呼ばれた事であつた。友人や家の人々から嘗て聞いた事のない姓名を呼ばれたので不思議にしたのも無理のない事である。私は与那城正一と呼ばれたから，いや私は与那城正一ではない『マカル』であると受持教員と議論した」[14]と回想している。

琉球王国時代には，士族は生まれてすぐに付ける童名と元服してから付ける名乗りとの二つの名前を持っており，役職ないし領地の変更によって姓を変えた。一方平民は名乗りを持たず童名だけであり，姓を持たなかったため屋号を童名の下に付けていた[15]。

これに対して，日本政府は琉球処分直後の1880年に沖縄人に対して戸籍を導入し，沖縄人個々の姓名を確定した[16]。けれども，沖縄人同士の間では依然として童名で呼びあっていたため[17]，戸籍に登録した名前は与那城正一のように学校で初めて聞かされるものであった。そのことからすれば，与那城が教員に抗議したのは当然のことであった。

沖縄では，戸籍に登録した名前を一般に「学校名」と呼んでいた。このことは，戸籍に登録した名前は学校で初めて聞かされ，学校において使用された名前であることを意味している。しかもこの名前は学校以外で用いられることはなかったのである。

② 断髪と服装の変化

琉球処分直後には，沖縄人は今までどおり琉装，結髪であり，沖縄人教員，生徒とて例外ではなかった。前述した沖縄人教員松元維栄は結髪で大帯を結んだ琉装であった。また伊波普猷は「森文部大臣が沖縄の学校を視に来られた頃（1887年2月――筆者）は，師範学校の生徒中に，断髪したものは一人もなかつた」[18]と回想している。そうしたなかにあって，教員，官吏などの大和人は断髪であり，洋装ないし和装をしていた。島尻では「教員は洋服又は着袴の他府県人に交ふるに結髪大帯の本県人」であった[19]。すなわち琉球処分直後において，沖縄人は生徒も教員も従来の服装を維持していたが，大和人教員は断髪で洋装あるいは和装をした地域社会における数少ない存在であった。琉球処分直後，沖縄に入ってきた「標準語」，「学校名」や断髪，洋装・和装などの大和的な言語風俗は，学校にのみ存在していた。この時期，学校はまさに「大和屋」であった。

そして沖縄人にこれらの風俗が広まっていくのは，ほかでもない学校からであった。

沖縄人男子のなかでまず教員，生徒あるいは官吏が断髪した。中頭においては，1888年に沖縄人教員が児童に先んじて断髪している[20]。また伊波普猷によれば，1891年頃までは「県人は殆ど全部結髪で東京遊学生の大多数，中学師範の生徒，官公吏の一部，官庁の小使，それから狂人が断髪をして居た」[21]という。

沖縄人生徒の断髪は，沖縄県尋常師範学校に端緒を求めることができる。1887年頃，知花真志など数名の生徒が断髪し，彼らが寄宿舎で結髪の生徒の寝込みを襲い断髪させ[22]，これを契機に1888年4月には師範学校生徒に一人の結髪者もいなくなった[23]。断髪と同時に，服装も変化した。師範学校には兵式教練が課されていたため，1889年2月から生徒全員が洋服を着用した[24]。沖縄において，沖縄人が洋服を着用した嚆矢である[25]。

同じ頃，沖縄県尋常中学校生徒も断髪を行なった。1888年3月，生徒相互の規約により断髪したが[26]，全員が断髪したわけではない。1891年4月に中学校に入学した伊波普猷が，ある時下国教頭が教壇に立って「日本帝国の中学の中で，まだ結髪をしてだらしのない風をしてゐる所があるのは，実に歎かわしいことだ，今日皆さんは決心して断髪をしろ，さうでなければ退校をしろ」と述べたのを聞いているからである[27]。1891，92年頃以降，結髪者を尋常中学校に入学させなかったため，中学校生徒は全員断髪者となった[28]。

小学校における断髪の初期の例として，喜如嘉尋常小学校（沖縄島北部）をあげることができる。喜如嘉尋常小学校『沿革誌』は，次のように記録している[29]。

> （1889年――筆者）七月五日全校総て断髪せり。廃藩後既に十年の星霜を経過せしも，生徒猶未た結髪の陋習を脱せざりしが此頃に至り続々断髪を為し，生徒にして結髪するもの一名もなきに至れり。而して全校悉く断髪せしは当地方中本校を以て嚆矢となす。蓋し気運の然らしむるところとは云へ，本松訓導の観（勧――筆者）誘宜しきを得ずんば焉ぞ能く此に至らんや。

当時，男子のみおよそ60名が喜如嘉尋常小学校に就学していた[30]。かくも多数の彼ら全員が断髪したことは，大和人教員本松虎之助の活動の結果である。大和人教員が沖縄人児童生徒に対して威圧する力を持っていたからこそ，学校から沖縄人の断髪が始まったのである。

この時期においては，沖縄人教員は大和人教員とともに児童の断髪を推進したのではない。沖縄県庁は沖縄人の断髪を推進するための「模範」として沖縄人教員の断髪に注目したが，沖縄人教員は自分自身の断髪を拒んだ。美里尋常小学校教員の松元維栄は首里中頭有志親睦会に出席したところ，「宴酣なるに及んで鋏を持出して来る人が居た。すると私は比嘉氏と共に取るものも取らずして，一生懸命に首里宿を指して逃げ出した」と回想している[31]。1888年中頭での沖縄人教員の断髪励行[32]とは，このような強制であった。そして，これが児童に先んじた断髪の実態であった。

これら学校教員及び生徒が断髪したからといって，ただちに一般沖縄人に断髪が普及したのではない。むしろ結髪の沖縄人は，断髪者を非難した。師範学校生徒で断髪した人々は，「世間の人から売国奴として罵られた」[33]。名護尋常小学校（沖縄島北部）では，1889年5月15日に4名の児童が断髪したが，うち2名の名護出身者に対し名護番所の役人等は「陰に陽に悪口を極め」，「開化々々大和々々」と嘲り，退校を強制した[34]。1892年に師範学校附属小学校に入学した外間良儀は「三百幾十の附属小学校児童中散髪者は僅に二十五六名しか居なかつた。従つて散髪者

は学校内では無論のこと，通学の途中も周囲の頑固連から『やれ乞食が通る』『やれ坊主が通る』等と罵言讒謗を浴せかけられ，時には石の雨が降ることもあつた」と回想している(35)。

師範学校，尋常中学校の生徒が断髪したあと，琉球王国の中心地であり士族の多かった首里，那覇の小学校の児童が断髪するのではなく，むしろ農村部の小学校児童が断髪していることは注目に値する。前述した照屋宏は，1890年頃「地方では教師の勧告で大部断髪するものが出来かけたが首里，那覇では父兄が頑固で断髪など進めやうものなら学校を罷めさせると云ふ剣幕で殆んど手の下しやうがなかつた」(36)と回想している。事実，全校的な断髪を喜如嘉では1889年に行なったのに対して，那覇では1895年であった。那覇高等尋常小学校では，1895年1月19日に江藤校長が生徒に断髪を命じ，生徒総数945名中630名が3ケ月の間に断髪した。命令以前に断髪していたものを加えて799名，比率にして約85％の生徒が断髪したが，命令に不服なもののほとんどが退学した(37)。1895年に那覇高等小学校四年生だった崎浜秀主は祖母に断髪を反対されて，また卒業試験を受けることもできず退学している(38)。

比嘉春潮は，平民から断髪が始まったことについて「平民が真鍮の簪を棄てることがあたかも隷属からの解放と意識したため」と述べている(39)。また上沼八郎も「開明化の実感は，身分制の否定にあった」として，「国頭や中頭地方の農民層がまず断髪に応じた」ことは当然だとしている(40)。たしかに琉球王国時代には，冠，簪，衣服，帯などにより身分がはっきり区別されていた(41)。そのため平民層の沖縄人が断髪することにより，虐げられた身分から解放されるかもしれないと期待した側面があったことは事実であろう。師範学校で初めに断髪した一人である知花真志が中頭出身の平民であった(42)ことは，このことを裏付けているだろう。

にもかかわらず，首里，那覇以外の地においても，沖縄人が積極的に断髪したのではないことにも注意すべきである。

1890年5月，名護尋常高等小学校において，断髪を拒む児童二人を大和人教員秦蔵吉が断髪した。秦はその時の様子を「愈切り落さんとしたれは，急に両眼釣り上り歯を喰ひしばり余を睨みつめ発狂人の如くなり眼を瞋らして余が左の人指に喰ひ付き，尚笄を以て右手に突き込み流血淋漓」と述べている。その直後，二つの村が断髪を拒否して集団で退校願を出した。これを却下した学校側に対し，以後断髪させないことを要求した(43)。

大川尋常小学校（石垣島）では，1895年5月生徒70余名を引率して竹富島へ修学旅行へ出かけた旅先の夜に，教員が眠っていた生徒を断髪した(44)。また金武尋常高等小学校では1897年頃，「全生徒を浜遊びに連れだし，港に碇泊して居た山原船を見学にと船に乗せ，其の船の中で先生方が髪を切る相談をした。さあ生徒は大騒動，髪を切られるのが何よりいや，命程にも『カタカシラ』は惜しいもので深い海中に飛び込んで泳ぎ渡るものも居たのであつた」(45)というように，日清戦争後に沖縄各地の小学校で，学校教員が児童を強制的に断髪した。決して「解放」を意識して，平民層の沖縄人が進んで断髪したわけではなかった。むしろ旧支配階級の勢力が弱かったことに大和人教員及び官吏が乗じて，農村部でより早く断髪が行なわれたのではないだろうか。

この断髪は，同時に琉装を排して和装あるいは洋装にするものであった。なお女子の和装は首里尋常高等小学校准訓導久場ツル子が端緒であり，1899年のことであった(46)。こうして沖縄人にあっては，まず学校教員及び生徒が大和的な装いとなった。

――注――

(1) 1888年12月から実施された「沖縄県小学校教科用図書並参考用図書及其配当表」（島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』1928年，20～22頁）には「会話」科に関する記述はない。また，1888年に那覇高等尋常小学校に入学した東恩納寬惇によれば，対話という「日本語の稽古」はなくなっていた（東恩納寬惇「小学校時代の思出」，前掲，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』99頁）。

(2) 『沖縄県日誌』1881年９月６日の条，琉球政府『沖縄県史』第11巻，1965年，366頁。

(3) 「沖縄県年報」，『文部省第十一年報』780頁。

(4) 「沖縄県年報」，『文部省第十年報』773頁。

(5) 東恩納寬文「四十三四年前の那覇小学校」，前掲，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』105頁。

(6) 前掲，島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」11頁。

(7) 伊波普猷『琉球語便覧』1916年，服部四郎・仲宗根政善・外間守善編『伊波普猷全集』第８巻，平凡社，1975年，257頁。

(8) 野村成泰「中頭郡学事ノ起原及進歩ノ状況」，沖縄県私立教育会『琉球教育』第97号，1904年７月。『琉球教育』復刻版，第10巻，本邦書籍，1980年，370頁。

(9) 上沼八郎「沖縄教育史――独自性の確認過程――」，梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系』第３巻，講談社，1976年，278頁。

(10) 一木喜徳郎『一木書記官取調書』1894年，琉球政府『沖縄県史』第14巻，1965年，508頁。

(11) 太田朝敷『沖縄県政五十年』おきなわ社，1932年，83頁。

(12) 阿波根直誠「初等教育」，琉球政府『沖縄県史』第４巻，1966年，326頁。

(13) 海後宗臣編『日本教科書大系』第４巻，講談社，1964年，47～60頁。

(14) 与那城正一「感想」，金武尋常高等小学校『創立五十周年記念誌』1934年，61頁。

(15) 源武雄「産育」，沖縄県『沖縄県史』第22巻，1974年，484頁。大井浩太郎「命名」，前掲『沖縄県史』第22巻，907頁。

(16) 比嘉春潮「沖縄人の姓について」1961年，『比嘉春潮全集』第３巻，沖縄タイムス社，1971年，232頁。前掲，太田朝敷『沖縄県政五十年』40頁。

(17) 宮城文『八重山生活誌』沖縄タイムス社，1972年，288頁。

(18) 伊波普猷「私の子供時分」，沖縄県師範学校附属小学校『龍文　創立四十周年記念』1921年，40頁。

(19) 「島尻郡初等教育沿革」，沖縄教育会『沖縄教育』第31号，1908年９月，５頁。

(20) 「中頭郡初等教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，９頁。

(21) 伊波普猷「在学時代の思ひ出」，沖縄県立第一中学校学友会・沖縄県立第一中学校同窓会『養秀』第35号，1934年，37頁。

(22) 新納時哉「明治二十年頃」，前掲，沖縄県師範学校附属小学校『龍文　創立四十周年記念』31頁。

(23) 前掲，伊波普猷「私の子供時分」40頁。

(24) 「師範教育沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，25頁。

(25) 太田良博「生活・風俗」，沖縄県『沖縄県史』第５巻，1975年，360頁。

(26) 「県立中学校沿革」，前掲『沖縄教育』第31号，30頁。

(27) 前掲，伊波普猷「私の子供時分」42頁。

(28) 崎浜秀主「回顧四十年」，前掲，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』83頁。前掲，伊波普猷「在学時代の思ひ出」38頁。

(29) 喜如嘉尋常小学校『沿革誌』は，1898年4月に起稿したものであり，それ以前の記述は当時の調査による。原本は喜如嘉小学校所蔵。筆者はこの史料を浅野誠氏（中京大学）に提供していただいた。

(30) 喜如嘉尋常小学校『沿革誌』によれば，1888年末の在籍生徒数は男子65名であり，1889年末のそれは男子57名である。教員は本松訓導ただ一人であった。

(31) 松元維栄「余が回顧」，前掲『沖縄教育』第31号，86頁。

(32) 前掲「中頭郡初等教育沿革」9頁。

(33) 前掲，伊波普猷「私の子供時分」40頁。

(34) 秦蔵吉「余か経過せし二十一ケ年」，前掲『沖縄教育』第31号，72頁。

(35) 外間良儀「石の雨降る」，前掲，沖縄県師範学校附属小学校『龍文　創立四十周年記念』52頁。

(36) 照屋宏「四十年前の回顧」，前掲，那覇尋常高等小学校『開校四十年記念誌』，70頁。

(37) 前掲，島袋全発「開校当時の那覇教育事情並に其後の重要記事」30～31頁。

(38) 前掲，崎浜秀主「回顧四十年」83頁。

(39) 比嘉春潮「沖縄現代社会・風俗史」1952年，前掲『比嘉春潮全集』第2巻，71頁。

(40) 前掲，上沼八郎「沖縄教育史」272頁。

(41) 前掲，宮城文『八重山生活誌』94～96頁。

(42) 沖縄県師範学校『沖縄県師範学校一覧』1901年，127頁。

(43) 前掲，秦蔵吉「余か経過せし二十一ケ年」73～74頁。

(44) 三木健『八重山近代史の諸相』文嶺社，1992年，83～87頁。

(45) 前掲，与那城正一「感想」61頁。

(46) 沖縄県私立教育会『琉球教育』第42号，1899年6月，彙報欄。前掲『琉球教育』復刻版，第5巻，53頁。女子の和装や黥の除去などについては，日清戦争後の「風俗改良」運動について扱う別稿にて検討する。

おわりに

本論文で明らかにし得たことをまとめておきたい。

① 1872年の琉球藩設置以降，沖縄統治担当者は教育政策を治安対策と結びついた沖縄統治政策の連環において構想し，重視していた。内務省出張所々長心得河原田盛美は，勧業の基礎としてばかりでなく，沖縄統治のために沖縄人に文字の読み書きができることを求め，「旧学校」の「改革」を必要とした。しかしながら琉球王国の統治機構が残存していた琉球藩時代には実現できず，この課題は初代沖縄県令鍋島直彬の時期まで持ち越された。

日本政府は沖縄人の琉球処分反対に直面し，沖縄の帰属問題を清国との外交問題となることを避けるため，沖縄が「日本」の一部であることを清国をはじめ諸外国に示す必要があった。また沖縄人が「標準語」を理解しないことが統治の障害であったので，鍋島は言語風俗の大和化を必要とし，その手段を教育に求めた。沖縄県庁は「旧学校」の復活を経て，会話伝習所を皮切りに学校設置を開始した。

琉球処分直後の沖縄県政は，勧業と勧学に重点があったと指摘されるが，勧業は沖縄人が必要とする側面もあったのに対し，勧学は沖縄県庁にとってこそ必要なものであった。

② 全国平均就学率と比較するとき，沖縄における就学率の「低さ」は圧倒的であった。これは沖縄における学校の性格を沖縄人が看破していたことに由来していた。沖縄人が学校を「大

和屋」と呼んだ事実は，このことを象徴している。学校教員はほとんどが大和人であり，彼らは地域において「標準語」を常用し，かつ断髪で洋装あるいは和装をした数少ない人々であった。沖縄人は威圧的な彼らを恐れ，また学校を大和化の拠点としてとらえ，就学を拒否した。

これに対して，沖縄県庁は地方役人層を主対象に特典を伴った就学督励を行なった。これは，実際の沖縄統治にあたる沖縄人を再編する統治政策の一環でもあった。沖縄人は特典にもかかわらず容易には就学しなかった。沖縄人に「恐怖心」を与える大和人教員が多いことは，就学督励を実行するうえで不都合であり，沖縄人教員の養成は急務であった。彼らの存在なしに，教育政策は遂行できなかったのである。

にもかかわらず沖縄人教員は，教育政策遂行上障壁ともなり得る存在であった。沖縄県庁は沖縄人の断髪を行なう「模範」として沖縄人教員が断髪することを強制したが，彼らは自身の断髪を忌避した。沖縄人教員は，沖縄県庁にとって諸刃の剣であったのである。

断髪を沖縄に広めていくのは，大和人教員たちであった。断髪は琉球王国の身分制からの解放という側面を持ちつつも，大和人教員の強制により学校生徒児童に広まった。断髪をはじめとする大和的な風俗は学校から広まったのであり，学校は大和化の中心として機能した。そして大和化は，ただ言語風俗を同一化することにとどまらず，『沖縄対話』に見られるように，大和が沖縄を支配するという関係をも教え込むという点に特徴があった。

最後に，今後の課題として以下のことをあげておきたい。

筆者はひきつづき沖縄における学校の存在に注目して，大和化政策とその実態について検討する予定である。筆者は本論文執筆を通じて，今後の分析の視点として，教育政策遂行の要に位置する沖縄人教員に注目することが重要であると考えるに至った。さらに沖縄人教員は，政策の末端としての性格(1)と「伝統」的な共同体構成員としての性格を同時に兼ね備えた存在であり，彼らに注目することにより，沖縄人の生きた歴史を解明する手がかりを得ることができるのではないかと考えている。

日清戦争での日本の勝利により，琉球処分に抵抗していた「頑固党」も沖縄の日本帰属を認めざるを得なくなっていく。ここに至り日本政府は沖縄の旧慣を「改革」し，第一の施策として1896年に徴兵令のうち陸軍六週間現役兵制度を，さらに1898年から大幅な徴兵免除規程を設けて徴兵令を施行した。学校教員は「徴兵当籤者教育」に取り組み，徴兵令施行は沖縄に「標準語」が普及する重要な契機となっていった(2)。沖縄への徴兵令施行に伴う学校，学校教員の取り組みを解明することが第一の課題である。

日清戦争後，沖縄において就学率が急激に上昇し同時に学校教員が中心となり言語風俗の大和化いわゆる「風俗改良」運動を展開した。この運動の実態と「風俗改良」における学校教員の行動を解明することが第二の課題である。

1888年から日清戦争に日本が勝利する1895年までの学校，学校教員の実態を解明することが，第三の課題として残されている。遅くとも日清戦争中には，沖縄人教員も児童・生徒への「風俗改良」を勧めている(3)。沖縄人教員の行動に変化が生じているのであり，1888年までとは異なる点である。この変化が生じた理由を解明するためにも，この中間に位置する1888年から1895年の分析は重要であり，本論文で仮説的に示した地方役人層と居住人層との「対立」など，沖縄の内部構造の解明も必要となるだろう。

――注――

(1) 浅野誠『沖縄県の教育史』思文閣，1991年，139～140頁。

(2) 比嘉春潮「琉球語とその変化」1935年，『比嘉春潮全集』第3巻，沖縄タイムス社，1971年，378頁。

(3) 神山政良「私の附属時代」，沖縄県師範学校附属小学校『龍文　開校四十周年記念』1921年，50頁。神山によれば，1894年の秋頃，訓導大城彦五郎が「服装改良」を生徒に勧めた。師範学校卒業生名簿（沖縄県師範学校『沖縄県師範学校一覧』1901年，129頁）によれば，大城彦五郎は国頭出身，平民である。

（付記）・本論文作成にあたり，以下の個人及び機関に，史・資料の提供ないし閲覧の便宜を受けた。記して感謝します。（五十音順）

浅野誠氏。沖縄県立図書館，同史料編集室。国立公文書館。国立国会図書館，同憲政資料室。国立史料館。筑波大学附属図書館。北海道大学附属図書館。琉球大学附属図書館。

・本論文脱稿直後の1993年3月下旬，鹿野政直氏が岩波書店より『沖縄の淵　伊波普猷とその時代』を出版された。